

令和5年 第2回

身延町議会定例会会議録

令和5年6月5日 開会

令和5年6月9日 閉会

山梨県身延町議会

令和 5 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 5 日

令和5年第2回身延町議会定例会（1日目）

令和5年6月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
日程第5 報告第5号 令和4年度身延町一般会計継続費繰越計算書について
日程第6 報告第6号 令和4年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第7 報告第7号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第8 議案第44号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第45号 身延町学校給食センター条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第46号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第47号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第48号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第49号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第50号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第51号 町道本町富山橋線道路改良工事請負契約について
日程第16 同意第9号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第17 同意第10号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について
日程第18 同意第11号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第19 同意第12号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第20 同意第13号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第21 同意第14号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第22 同意第15号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第23 同意第16号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第24 同意第17号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第25 同意第18号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第26 同意第19号 身延町農業委員会委員の選任について

日程第27 同意第20号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第28 同意第21号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第29 同意第22号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第30 同意第23号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第31 同意第24号 身延町農業委員会委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭 和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤 千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生涯学習課生涯スポーツ担当主幹	日吉 康

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

おはようございます。

議員各位ならびに町長をはじめ、執行部各位には、令和5年第2回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまです。

関東甲信越は6月7日ごろに梅雨入りするのではないかと予想されていますが、6月2日（金曜日）ですね、台風2号の接近と梅雨前線の影響により、西日本から東日本まで線状降水帯が発生し、太平洋側を中心に記録的な豪雨になり、河川の氾濫、土砂災害などの災害が発生し、今朝の朝刊では死者3人、行方不明者4人と報道されました。

本町でも国道52号、国道300号や県道各線の交通止め、JR身延線が運休。午前10時、11時ごろから非常に激しい雨が降り、各地の交通網が乱れ始めたため、町内の小中学校は終業時間を早め、児童生徒の安全を考え、帰宅させてくれました。

町は災害警戒本部を設置し、警戒にあたりましたが、幸いにも大きな災害の報告はなく、安心をしているところです。

さて、本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

5番 佐野知世君

6番 伊藤雄波君

7番 望月悟良君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの5日間をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月9日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、定例会資料3ページのとおり、報告3件、条例改正案2件、補正予算案5件、請負契約1件、人事案件16件の合計27件です。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、定例会資料10ページのとおりです。

次に、3月定例会以降の議会関係の諸行事については、定例会資料8ページから9ページまでとなり、資料により報告としますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告ならびに議案の説明。

町長からの報告ならびに議案の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和5年第2回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、ご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、令和元年12月に中国で初めて報告された新型コロナウイルス感染症は、その後の感染拡大に伴い、緊急事態宣言の発令、小・中・高・大学等の休校、外出自粛要請などの行動制限、さらには令和2年夏の全国高校野球が中止となり、東京オリンピック・パラリンピックも1年延期されるなど、私たちの生活に多大な影響を及ぼしてきましたが、ご存じのように5月8日を持ちまして、感染法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行しましたので、これまでのように国からの行動制限などの求めはなくなり、感染対策は個人や事業主の判断に委ねられることになりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではありません。町民の皆さまには、ぜひ引き続き、感染防止対策をお願いいたしますとともに、町においても、ワクチン接種事業や経済対策のための給付金、商品券給付事業を行ってまいります。

それでは、これより議案の説明および行政報告をいたします。

まず、令和4年度一般会計及び特別会計の決算処理についてであります。

令和4年度一般会計及び特別会計の決算処理が、5月末日付けで行われ、全会計において黒字決算となる見込みであります。このことをご報告申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、次回、第3回定例会においてご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金補助金についてであります。

これらの交付金及び補助金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を行えるよう、国から交付されるものです。

町では、この交付金及び補助金を財源として、次の事業に取り組むことといたしました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業といたしまして、1つ目は商品券給付事業であります。町内の事業者への支援と、地域での消費喚起を促すため、町民1人当たり5千円の身延町みのワン商品券をお配りいたします。エネルギー等物価高騰への支援を主な目的としております。

8月1日現在を基準日として、町民の皆さまには8月中に郵送し、令和5年11月末を使用期限として実施する予定です。

2つ目は、医療機関・社会福祉施設等物価高騰重点支援金支給事業であります。

医療機関、高齢者施設、障害者施設等および民間保育園の区分に応じて支援金を支給するものですが、同一事業者が同一住所地にて複数の区分のサービスを提供している場合は、支援金は1種類の区分しか受けることができないなどの支給要件がありますので、詳細についてはホームページ等で周知を行ってまいります。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金補助金を財源とした給付金支給事業であります。

この事業は、令和5年度の住民税非課税世帯を対象に3万円を支給するものです。8月末には支給開始できるよう準備を進めてまいります。

これらの支援事業を実施するため、本定例会において補正予算案を提出いたしました。ご議決をいただきましたら、各支援事業の円滑な実施に向け、鋭意取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

令和5年度の新型コロナワクチン春開始接種につきましては、65歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者の方々を対象に、ワクチン接種を行います。

集団接種は、下山小学校体育館を会場に6月に4日間実施いたしますが、個別接種は5月から8月末まで飯富病院および身延山病院で実施いたします。

65歳以上の方には、自動的に接種券が送付されますが、基礎疾患を有する方、医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者の方々に接種を希望される方は、福祉保健課へ連絡していただく必要がありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、今年の秋ごろには、全年齢を対象にワクチン接種を実施いたしますので、その時期がまいりましたら接種券を送付させていただきます。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金についてであります。

このことにつきまして、令和5年第2回臨時会でご議決をいただきましたが、その後の状況についてご報告させていただきます。

児童手当受給世帯のうち非課税世帯および令和5年度住民税均等割非課税、もしくは令和5年1月1日以降に収入減少となり、住民税非課税相当とされる世帯を対象とし、国や県補助のもと、町から1人10万円を給付する事業であります。

令和5年5月末現在、32世帯、56名、560万円を支給いたしましたので、ご報告いたします。

次に、ヘルシースパサンロードしもべの湯来館者数についてであります。

4月28日にJR下部温泉駅北側にオープンいたしました、ヘルシースパサンロードしもべの湯につきまして、ここまでの入館者数や利用者の声などについて、ご報告をいたします。

オープンからゴールデンウィークが終わる5月7日までの入館者数は、延べ4,969人で

ありました。このうち、入浴のみの利用者が4,643人。ジムを利用した方が239人。レストラン・リラクゼーションのみの利用者が87人です。

利用者全体のうち、町内利用者の割合については、入浴のみが約15%。ジム利用者は約65%となっております。

ゴールデンウィークを含む5月末までの入館者数ですが、延べ9,924人。このうち入浴のみの利用者が9,167人。ジムを利用した方が579人。レストラン・リラクゼーションのみの利用者が178人です。

同じく利用者全体のうち、町内利用者の割合については、入浴のみが約20%。ジム利用者は約70%となっております。

利用者の声につきましては、アンケートを取ったわけではありませんが、従業員の方からの聞き取り、またSNS等ネットへの書き込みも確認しておりますが、好評をいただいております。

今後はリピーターを増やしながら、新規の来館者の獲得に向け、事業者とさらに協力をしてまいりたいと思っております。

次に、身延中学校新校舎等整備事業についてであります。

昨年9月1日に起工式を行い、本格的な工事着手となり、身延中学校新校舎建設工事では基礎工事の地盤改良、躯体基礎および耐火コア部のRC棟築造が完了しております。

4月に入り、西棟の木造工事に着手しており、4月21日には正面玄関に、身延山久遠寺様からご寄付いただいた丸太材の建て方を行いました。

現在は、西棟の2階および屋根組みがほぼ完了し、中棟の工事へと移行しており、メインの木の香ホールの6本の丸太材の建て方も終わり、荘厳な姿を見せております。

また、5月16日には、工事現場内において、町内3小学校の3年生から6年生182名を対象とした「梁材への寄せ書き」のイベントを開催し、実際に構造材となる梁材へ、将来の夢や中学生になったらやりたいことなどを書いてもらいました。新校舎への愛着を持ってもらえたらと考えております。

7月12日には、中学校2年生と3年生106名に参加してもらい、上棟式（建前）を開催いたします。現在ではあまり見られなくなりましたが、元々は災いを払うために行われた餅まきを行い、古き良き伝統を体験してもらいたいと思います。

9月下旬には中学1年生49名を対象として、県内でも最大級の木造建築物である新校舎の現場見学を行い、工事現場で働く職人の方から仕事の紹介や質疑応答などを行うキャリア教育を実施いたします。今しかできない体験を通じて、生徒たちの将来従事する仕事の選択肢を増やす手助けになることを期待しております。

身延中学校新校舎は、来年4月の開校を予定しております。これまで以上に請負業者や関係機関との調整を密にし、工期の遅れなどないよう工程管理を徹底するとともに、無事故で工事が完成するように心がけてまいります。

次に、学校給食センター建設事業についてであります。

学校給食センターは、すでに建物は完成し、建築業者から4月28日に引き渡しを受けました。現在、施設内のネットワーク構築工事を行っており、2学期からの供用開始に向け、最終段階となっております。

次に、身延町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の選任についてであります。

身延町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の任期が令和5年7月19日に満了となることから、4月3日から5月2日に推薦、公募を受け付けたところ、農業委員会の委員については15名の応募があり、現農業委員を構成員とした評価委員会の書類選考を経て、今議会において14名の委員の選任について同意を求めるものであります。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、定員12名のところ13名の応募がありましたが、令和5年7月20日以降に行われる新しい農業委員会において評価、選考していただき決定することとなります。

次に、令和5年第1回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布をしたとおりでございますので、ご確認をいただければと思います。

なお、本議会定例会には報告第5号 令和4年度身延町一般会計継続費繰越計算書についてから報告第7号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの報告3件、議案第44号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について、ならびに議案第45号 身延町学校給食センター条例の一部を改正する条例についての条例の一部改正2議案、議案第46号 令和5年度身延町一般会計補正予算(第3号)から議案第50号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)までの補正予算5議案、議案第51号 町道本町富山橋線道路改良工事請負契約について、さらに同意第9号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてから同意第24号 身延町農業委員会委員の選任についてまでの人事案件16件、計27案件を提出いたします。

内容につきましては、後ほど担当課長より説明をさせていただきますので、ご議決、ならびにご同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます、私の行政報告および議案提案とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(上田孝二君)

町長行政報告、ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 報告第5号 令和4年度身延町一般会計継続費繰越計算書について

日程第6 報告第6号 令和4年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第7号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

以上、3議案は報告案件となりますので、一括して議題とします。

担当課長から内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長(佐野美秀君)

報告第5号 令和4年度身延町一般会計継続費繰越計算書について。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和4年度身延町一般会計継続費繰越計算書について、次のとおりご報告いたします。

次に、内容説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

10款1項教育総務費の中学校建設事業5億8,041万6千円を繰り越しました。この繰り越しは、中学校建設工事等にかかる所要額を令和5年度へ繰り越すものであります。

繰越額の合計は5億8,041万6千円で、未収入特定財源の内訳は国県支出金2億3,

662万2千円、地方債2億3千万円、繰越金1億1,379万4千円であります。

次に報告第6号 令和4年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告いたします。

次に、内容説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

2款1項総務管理費の観光資源の魅力アップ事業957万円を繰り越しました。この繰り越しは、みのぶ自然の里非常用発電機修繕について、半導体不足等により発電機の納入遅延のため、令和5年度へ繰り越すものであります。

2款4項選挙費の山梨県議会議員選挙事業158万9千円を繰り越しました。この繰り越しは山梨県議会議員選挙の日程が決定し、年度をまたぐことになったため、令和5年度へ繰り越すものであります。

2款7項国土調査費の地籍調査事業1億1,100万7千円を繰り越しました。この繰り越しは令和4年度国の補正予算(第2号)により、国および県に合わせ、令和4年度補正予算で予算化し、令和5年度へ繰り越しを行うものであります。

調査対象箇所は、相又第2・相又第3調査区、清沢第1・大炊平第1・北川第2調査区、飯富第1・伊沼第1調査区であります。

6款1項農業費のヤマメの里撤去事業5,758万7千円を繰り越しました。この繰り越しはヤマメの里撤去事業について、山梨県林務環境事務所の指導に伴い、工種を変更する必要が生じ、工期の延期が必要となったため、令和5年度へ繰り越すものであります。

6款1項農業費の県営中山間地域総合整備事業4,815万円および県営湛水防除事業2,314万円、ならびに鳥獣害防止柵移設事業468万1千円を繰り越しました。この繰り越しは、山梨県の繰越事業に伴い、所要額を令和5年度へ繰り越すものであります。

6款2項林業費の林業施設防災事業884万円を繰り越しました。この繰り越しは林道三石山線および林道富士見山線法面改良工事について標準工期が確保できないため、令和5年度へ繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費の道路改良事業5,809万7千円を繰り越しました。この繰り越しは町道大道市之瀬線および町道本町富山橋線道路改良工事について、地権者の境界確認および所有権移転登記に不測の日数を要したため、令和5年度へ繰り越すものであります。

10款1項教育総務費の中学校建設事業2,730万4千円および給食センター建設事業129万5千円、ならびに健康増進施設建設事業10億8,193万4千円を繰り越しました。この繰り越しは、中学校ネットワーク工事および給食センターネットワーク工事、ならびに健康増進施設建設工事に係る所要額を令和5年度へ繰り越すものであります。

11款1項農林水産業施設災害復旧事業費、林業施設災害復旧事業1,083万円を繰り越しました。この繰り越しは林道三石山線災害復旧工事について、標準工期が確保できないため、令和5年度へ繰り越すものであります。

繰越額の合計は14億4,402万4千円で、既収入特定財源は158万9千円で、未収入特定財源の内訳は国県支出金8,998万3千円、地方債8億9,250万円、その他2億7,238万8千円となり、一般財源は1億8,756万4千円であります。

なお、各繰越事業の財源内訳は一覧表のとおりでございます。

次に報告第7号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。
地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告いたします。

次に、内容説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

2 款2項簡易水道建設費の中富西部簡易水道事業3,450万6千円を繰り越しました。この繰り越しは、新型コロナウイルス感染や世界的な経済、景気の低迷等により、半導体関係の部品調達に不測の日数を要したため、令和5年度へ繰り越すものであります。

繰越額の総額は3,450万6千円で、未収入特定財源の内訳は地方債2,300万円、その他1,150万6千円であります。

以上、報告第5号から報告第7号までの内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の内容説明が終わりました。

日程第8 議案第44号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由、ならびに内容説明を求めます。

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

議案説明書1ページをご覧ください。

議案第44号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明いたします。

提案理由を申し上げます。

停留所の位置及び名称を変更し、町営バス利用者の利便性の向上を図るため、身延町町営バス設置条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景と概要ですが、道の駅しもべのリニューアルオープンに伴い、施設利用者から最寄りの停留所の問い合わせがあること。また、近年の停留所利用者が道の駅しもべの利用者のみであることから、利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図るため、町営バス古関循環線の停留所の位置及び名称を変更するものです。

改正内容は、身延町町営バス設置条例第7条第3項中「木喰橋」を「道の駅しもべ」に改めるものです。

施行期日は、令和5年7月1日です。

以上、議案第44号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について、概要説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第9 議案第45号 身延町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由、ならびに内容説明を求めます。

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

それでは、議案説明書の2ページをご覧ください。

議案第45号 身延町学校給食センター条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明いたします。

提案理由

現在使用している学校給食センターを廃止し、新たな学校給食センターを稼働させるため身延町学校給食センター条例の一部を改正する必要性が生まれました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景等について説明いたします。

身延町立学校施設整備計画に基づき、施設の経年劣化が著しい、中富学校給食センター、身延学校給食センターは、下山地区の1カ所に集約再配置（新築）することで、より安心安全で安定した給食体制を図ります。

内容について説明いたします。

身延町学校給食センター条例（平成16年身延町条例第90号）の一部を次のように改正します。

第2条中「中富学校給食センター」、「身延町寺沢3250番地」、「身延学校給食センター」および「身延町梅平897番地」を削除し、「身延町学校給食センター」および「身延町下山10133番地26」に改めます。

施行期日、令和5年8月24日から施行します。

なお、8月24日の施行は、新センターにて給食業務が本格稼働となる2学期の初日としております。

以上で、議案第45号の説明となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第10 議案第46号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第47号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第48号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第49号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第50号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上の5議案は、補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由、ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第46号から議案第50号までの令和5年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第46号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,748万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億2,247万9千円といたしました。

第2表 地方債の補正について、ご説明します。

第2表 地方債補正により、地方債の限度額を変更いたします。

過疎対策事業債は1,010万円を減額し、補正後の限度額を2億4,710万円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

15款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,940万8千円を計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費へ充当いたします。

15款2項2目民生費国庫補助金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事務費補助金314万8千円を計上および電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費補助金3,777万9千円を計上いたしました。これは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事務費および事業費へ充当いたします。

15款2項4目農林水産業費国庫補助金、地域計画策定推進緊急対策事業補助金63万6千円を計上いたしました。

2ページをお開きください。

これは農業委員会事務費および農業総務事務費へ充当いたします。

15款2項7目消防費国庫補助金、消防防災施設整備費補助金415万5千円を減額いたします。国の採択が見送られたことによる減額であります。

16款2項3目衛生費県補助金、猫不妊・去勢手術助成事業補助金80万5千円を計上いたしました。これは猫不妊・去勢手術助成事業補助金へ充当し、補助率は県が10分の10であります。

21款3項1目雑入、コミュニティ助成事業助成金500万円を計上し、コミュニティ助成事業補助金へ充当いたします。

また、スポーツ振興くじ助成金1,736万8千円については、中学校建設事業へ充当いたします。

22款町債1,010万円を減額いたしました。町債の減額については、第2表 地方債補正で説明したとおりであります。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

歳出補正予算の各科目における人件費の増減は、令和5年4月1日付け人事異動に伴う増減でありますので、説明は省略いたします。

3ページをお開きください。

2款総務費、1項6目企画費、コミュニティ助成事業補助金500万円を計上いたしました。対象団体につきましては、小田船原区によるコミュニティ活動備品の整備および西嶋地域活性

化委員会におけるイベント使用備品の整備であります。

13目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費、細目1商品券配布事業5,699万1千円を計上いたしました。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して、1人当たり5千円の商品券を配布して支援をいたします。

細目2医療機関・社会福祉施設等物価高騰重点支援事業1,370万円を計上し、医療機関、高齢者施設等および障害者施設等に対するエネルギー等の物価高騰に対する支援を行います。

細目3医療機関・社会福祉施設等物価高騰重点支援事業90万円を計上し、私立保育施設に対するエネルギー等の物価高騰に対する支援を行います。

14目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費、細目1電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事務費314万8千円を計上し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る給付システム導入等の事務費であります。

細目2電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費5,160万円を計上し、住民税非課税世帯および家計急変世帯へ3万円の給付を行います。対象世帯は1,720世帯であります。

4ページをお開きください。

4款1項5目介護保険費、介護保険特別会計繰出金109万2千円を計上および低所得者保険料軽減負担金返還金56万3千円を計上いたしました。

1項7目障害福祉費21万4千円を計上しました。これは身体障害者1級から3級の方へのスポーツ健康増進施設無料回数券等であります。

4款衛生費、1項4目環境衛生費、猫不妊・去勢手術費補助金80万5千円を計上いたしました。この事業は、令和4年度でも実施しており、県の補助率は10分の10であります。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、地域計画策定緊急対策事業、目標地図素案作成業務委託60万円を計上いたしました。

7款商工費、2項1目観光費、峡南地域観光振興会議およびアニメツーリズム推進事業負担金172万3千円を計上いたしました。

8款土木費、2項1目道路橋梁維持費、町道平松線用地測量業務委託300万円を計上および、5ページお開きください。2目道路橋梁新設改良費、町道本町富山橋線舗装工事2,839万1千円を計上いたしました。

9款消防費、1項2目消防施設費、耐震性貯水槽設置工事1,426万7千円を減額および身延地内集水桝設置工事150万7千円を計上いたしました。

10管教育費、1項4目中学校建設費については、スポーツ振興くじ助成金が採択されたので、財源組み替えを行います。

7項1目学校給食費、新給食センター食缶等追加購入167万3千円を計上いたしました。

6ページをお開きください。

議案第47号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,110万1千円といたしました。

補正内容は、令和5年4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

議案第48号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ23億7,241万8千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

8款繰越金1億1,152万4千円を計上いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

5款諸支出金、1項3目国庫支出金等償還金、過年度還付金1億1,152万4千円を計上いたしました。これは令和4年度事業の超過交付に伴う国および県への返還金であります。

議案第49号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ794万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,206万9千円といたしました。

補正内容は、令和5年4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

議案第50号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,402万2千円といたしました。

補正内容は、令和5年度4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

以上で、議案第46号から議案第50号までの内容を説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いたします。

○議長(上田孝二君)

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第15 議案第51号 町道本町富山橋線道路改良工事請負契約についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長(佐野美秀君)

議案第51号 町道本町富山橋線道路改良工事請負契約についてであります。

町道本町富山橋線道路改良工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 町道本町富山橋線道路改良工事
2. 契約の方法 一般競争入札による契約
3. 契約金額 1億8,348万円
4. 契約の相手方 早野組・八木沢興業町道本町富山橋線道路改良工事共同企業体
代表構成員 山梨県甲府市東光寺1丁目4番10号
株式会社早野組 代表取締役社長 早野正泰
構成員 山梨県南巨摩郡身延町上八木沢98番地
株式会社八木沢興業 代表取締役 佐野哲美

提案理由を申し上げます。

町道本町富山橋線道路改良工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第51号 町道本町富山橋線道路改良工事請負契約について、内容説明をさせていただきます。

きます。

2枚目の議案第51号関係資料をご覧ください。

工事名であります、町道本町富山橋線道路改良工事であります。

工事場所は、身延町下山地内であります。

予定価格は、消費税を除く1億6,740万円であります。

入札年月日は、令和5年5月9日であります。

入札場所は、身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、記載してあります1共同企業体であります。

また、入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧ください。

落札者は早野組・八木沢興業町道本町富山橋線道路改良工事共同企業体で、落札額は1億6,680万円となり、消費税を含んだ1億8,348万円で、令和5年5月9日に仮契約を締結いたしました。

工期といたしましては、ご議決をいただければ令和5年6月12日から令和6年3月1日までの工期となります。

また、工事概要につきましては、記載のとおりであります。

以上、議案第51号の内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第16 同意第9号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

日程第17 同意第10号 身延町下山地区財産区管理委員会委員の選任について

以上の2議案は、財産区管理委員会委員の選任に関する人事案件でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

同意第9号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

記

氏名 遠藤克也

住所および生年月日は記載のとおりであります。

提案理由を申し上げます。

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会に欠員が生じたので、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第10号 身延町下山地区財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町下山地区財産区管理委員会に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

記

氏名 遠藤克也

住所および生年月日は記載のとおりであります。

提案理由を申し上げます。

身延町下山地区財産区管理委員会委員に欠員が生じたので、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、同意第9号から同意第10号までの説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第18 同意第11号 身延町農業委員会委員の選任についてから

日程第31 同意第24号までの以上の14議案は、農業委員会委員の選任に関する人事案件でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

身延町農業委員会委員の選任について、同意第11号から同意第24号までご説明させていただきます。

同意第11号 身延町農業委員会委員の選任について

身延町農業委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求めます。

氏名 久保田茂和

住所、生年月日はご覧のとおりです。

提案理由につきましては、現身延町農業委員会委員の任期が令和5年7月19日に満了となります。

農業委員の選出にあたっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

続きまして、同意第12号。氏名 望月信善。

続きまして、同意第13号。笠井雄一。

続きまして、同意第14号。二宮喜昭。

続きまして、同意第15号。渡邊龍巳。

続きまして、同意第16号。上田博。

続きまして、同意第17号。山下貴。
続きまして、同意第18号。遠藤克也。
続きまして、同意第19号。赤池良久。
続きまして、同意第20号。河西美恵子。
続きまして、同意第21号。笠井哲也。
続きまして、同意第22号。瀧川澄夫。
続きまして、同意第23号。伊藤文雄。
続きまして、同意第24号。土橋一彦。
以上で、ご説明を終了いたします。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

それでは、これから質疑を行います。

質疑につきましては、同種類の議案については、極力、複数の議案をまとめて一括して質疑を行いたいと思います。

一括する議案について、その都度、各議員の同意を求めてから一括質疑にしたいと思います。

一括質疑になった場合には、ご発言の際、質疑をしたい議案番号と質疑の内容説明をお願いします。

一括質疑の同意が得られなかった場合には、各議案ごとに質疑を行います。

なお、常任委員会の付託議案については、定例会資料4ページの付託議案表のとおり、議案第46号および議案第48号の補正予算2議案について、予算決算常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

それ以外の25議案については、定例会資料5ページの委員会付託省略議案表のとおり、委員会付託を省略の予定ですので、よろしく願いします。

それでは、質疑に入ります。

報告第5号から報告第7号までの3議案については、報告案件のため一括して審議を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号から報告第7号までの3議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号から報告第7号までの質疑を終わります。

なお、報告第5号から報告第7号までについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので、終結とします。

次に議案第44号から議案第45号までの2議案については、条例改正案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第45号までの2議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第44号から議案第45号までの質疑を終わります。

次に議案第46号から議案第50号までの5議案については、補正予算案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第50号までの5議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第46号から議案第50号までの質疑を終わります。

次に同意第9号から同意第24号までの16議案については、財産区管理会委員および農業委員会委員の選任に関する人事案件のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第9号から同意第24号までの16議案については、質疑を省略します。

お諮りします。

定例会資料4ページの委員会付託議案表のとおり、議案第46号および議案第48号の2議案を常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり、常任委員会に付託します。

お諮りします。

定例会資料5ページの委員会付託省略議案表のとおり、報告3議案、議案6議案、同意16議案の計25議案については、委員会付託を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会の付託を省略します。

遠藤公久君。

○1番議員(遠藤公久君)

すみません、私の聞き間違いかもしれませんが、議案第51号についての取り扱いが抜けているような。

○議長（上田孝二君）

大変申し訳ございません。

議案第51号 町道本町富山橋線道路改良工事請負契約についての質疑が落ちていました。

質疑がありましたら、お願いします。

田中議員。

○8番議員（田中一泰君）

質疑ではないんですけども、内容がこれに載ってないんですけど。契約の内容が、まだ。

○議長（上田孝二君）

議会事務局長。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

大変申し訳ありませんでした。実は端末へアップする際に、全議員さんにアップするタイミングを、こちらのほうでフォルダーの指定を間違っておりまして、現在は、その議案第51号が見られる段階になっておりますけれども、朝の段階では、まだ議運以外の委員さんには端末でその議案を見ることができない状態でありました。この手続きについては、本当に誠に申し訳ありませんでしたけれども、事務局の操作ミスとなりますので、大変申し訳ありませんが、ご理解をお願いしたいと思います。

現時点では、その議案の中に。

見られないですか。現在も見られないですか。

○8番議員（田中一泰君）

ファイルは出ているけども、内容が見られない。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

内容ですね。1ページ目が議案第51号となっていて、2ページ目が関係資料となっているんですけども、午前中の段階では、議運の委員さんには見られる段階だったんですが、ほかの議員さんには見られないような状態でした。

現在、見られない状態でしょうか。見られますか。見られないですね。大変申し訳ないです。大至急、確認をさせていただきますので。

○議長（上田孝二君）

それでは議事の途中ですが、暫時休憩とします。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

○議長（上田孝二君）

それでは、再開します。

議案第51号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前10時33分

令和 5 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 6 日

令和5年第2回身延町議会定例会（2日目）

令和5年6月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 遠藤公久 | 2番 | 深山光信 |
| 3番 | 佐野昇 | 4番 | 山下利彦 |
| 5番 | 佐野知世 | 6番 | 伊藤雄波 |
| 7番 | 望月悟良 | 8番 | 田中一泰 |
| 9番 | 広島法明 | 10番 | 野島俊博 |
| 12番 | 渡辺文子 | 13番 | 伊藤達美 |
| 14番 | 上田孝二 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生涯学習課生涯スポーツ担当主幹	日吉 康

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、大項目4項目につきまして質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問になります。身延中学校新校舎移転に伴う準備について伺います。

新校舎建設主体工事の進捗率は約31.4%、こちらは5月末現在の数値となります。このように順調に進んでおりますが、父兄や生徒、関係者も校舎完成を心待ちにしていることと思います。

令和3年第4回定例会一般質問では、スクールバス運行に関して、身延町スクールバス運行管理規定とスクールバス安全運行会議要項に照らし、令和4年度中に中学校と協議をしながら方針を決め、登下校時間、道路状況、通学時間、運行時刻、運行経路、乗降場所等々、様々な要因を勘案して計画を策定していくと。また、令和5年夏ごろをめどに新たなスクールバス運行地域の身延、豊岡、大河内地区の中学校1年生、2年生、ならびに小学校6年生の保護者に対し説明会を開催し、運行を協議する場を設けるとの回答がありました。その件につきましては、令和5年第1回定例会教育委員会教育方針でも述べられております。時間的に見ましても、具体的な原案はそろそろ策定できているものと考えます。

そこで現在、4路線で運行されているスクールバスは、校舎移転後は何路線になり、新たな対象予定者は何人ぐらいを想定しているのか。また、逆にスクールバス運行の対象から外れる地区や、それらの人数はどの程度を想定しているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

最初に令和5年度身延中学校のスクールバス・タクシーによる通学支援の状況を説明します。

身延、豊岡、大河内地区以外の地区在住の生徒が対象で、スクールバス便4路線、タクシー便1路線により、生徒数151人中、75人が利用しています。

令和6年度に下山地区移転後の路線数は、スクールバス便7路線、タクシー便1路線を想定し、見込みの人数になりますが、生徒数160人中、148人の利用を想定しております。小原島を除く下山地区の12人は徒歩通学になり、スクールバス・タクシー通学支援の対象はそれ以外の地区と想定しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

現在は4路線、生徒全体で見ますと約50%の利用率が移転後は7路線で、全体の90%以上の利用率となるとの回答でありました。

対象となる路線が3路線、増加いたします。スクールバス全体では小学校の減便等もあるようですので、13路線から14路線になるような見込みというような話も伺っておりますが、中学校移転に伴う運行費用の増加分は、どの程度を見込んでいるのか。当然、概算になると思えますけれども、現時点での見込み額で構いませんので、お答えください。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

移転後は、スクールバスの対象となる生徒が増えることに伴い、路線数も増えるので、運行費用の増加も見込んでいます。

たたき台となるルート案を基に、保護者説明会での保護者の意見を踏まえ、意見集約されて、新たな路線利用の生徒の乗降場所も含めて、ルートが確定します。概算額も含め金額は、ルート確定後の条件で積算することになりますので、現段階ではお示しできません。

よって、金額は保護者説明会后、最終ルートが確定しての積算後になります。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

令和5年度当初予算には、委託料が13路線で1億3,800万円が計上されております。そのうち、中学校に限定して考えますと4路線ですけれども、移動距離は便数から換算して、私が試算するところによると、6千万円前後かなと思っております。それがさらに3路線追加になりますと、その1.5倍ぐらいの金額になるのかなというのは、私が勝手に想像しているんですけれども、現状では、数字自体は示せないということですので、それがまた明らかにな

り次第、また情報を開示していただけたらと思っております。

次の質問になります。

新たな対象となる保護者への説明会の実施については、スクールバスの乗降場所が多くなれば、その路線の運行時間は多くなる。先に乗車した生徒には、時間的にずっとバスに乗っていないければなりませんので負担になり、逆に乗降場所が少なければ不便になってしまうという状況が起こることは想像ができます。そのような中で、事前の設定調整には非常に苦慮していることと考えます。

保護者説明会は、どのような形で実施し、いつ頃をめどにそれらの意見集約を済ませるのか。また、ルート決定後、実際の運行までに委託業者による安全確認のための運行実験等の実施の予定の有無について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

移転により、新たにスクールバス通学になる生徒が出るなど通学方法や通学路が変更になる生徒が出ますので、保護者説明会を開催し、保護者の理解を得た中で、スクールバス運行を行うこととなります。

新たなスクールバス運行について、ルートなどに関し、学校と町で協議を進めております。説明会については、この夏に開催予定としておりますが、開催方法、日程は、学校と協議する中で、具体的に決定したいと考えています。ルート等の最終決定は、保護者説明会を経てからになりますが、秋頃にはまとめていきたいと考えています。

ルート決定後、実際の運行までに委託事業者による安全確認のための試験運行等実施の予定の有無についてですが、実際の運行前に試験運行等を実施する予定です。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

私の周りのお母さま方も、どうなるんだという話は私のほうにも問い合わせがありますので、非常に心配していることだと思います。秋頃には意見集約をし、安全運行に万全を期すような試験運行をしていただいて、安全で皆さんが納得できるような形での実施を目指していただけたらと思います。

続きまして、備品の購入費として、令和5年度当初予算に5千万円が計上されているわけですが、新校舎への荷物の移動、いわゆる引っ越しの計画について、実施方法や時期、規模、また校舎に残しました備品の扱い、それらは廃棄するのか、譲渡する等、考えられますけれども、それらについて伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

現校舎の備品等のうち、新校舎で使用する備品等の引っ越しにつきましては、業者に委託し、

修了式後の春休み期間中に行います。

また、新校舎で使用しない備品等につきましては、町内小学校、役場の順に取得要望調査を行い、再利用を促す予定です。残った備品等につきましては、官公庁オークション等、財産処分方法について費用対効果を踏まえ、検討したいと考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

これまでも様々な統廃合をしてきた中で、備品等、有効利用している場合もありますし、逆に今まだ、かなり残ってしまっていて、体育館の中に入ったりだとかいうものもあります。処分すべきものは処分して、譲渡すべきもの、しっかりと整理をしていただいて、新校舎への移転を済ませていただきたいと思います。

次の質問になります。

新校舎には、頑丈な耐火コア部分の設置と最新の防火・防災の設備が設計施工されており、万全だと考えております。

しかしながら、万が一の避難誘導対応は人が行わなければなりません。新たな建物であり、避難経路や初期消火訓練、不審者侵入の察知や、その対応など、想定し得るあらゆる事態に対して、入校予定の教職員間で情報の共有はどう行うのか。また、教職員による入校前の避難経路などの確認、また避難誘導訓練の計画の有無について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

災害等、想定し得るあらゆる事態に対して、入校予定の教職員間で情報共有はどのように行うかについてですが、入校予定の教職員が確定するのは、令和5年度末人事異動の辞令が交付される令和6年3月25日以降であり、全員が顔を合わせるのは令和6年4月1日となります。初日の職員会議の中で、校務分掌が確定し、災害等の際に対応の基本となる危機管理マニュアルの役割分担も決定します。情報共有はこの危機管理マニュアルをもとに職員会議の中で行うこととなります。

教職員による入校前の避難経路などの確認については、想定される避難経路を生徒の入校前の4月1日から3日の間に教職員研修と位置づけて、確認する考えです。

避難誘導訓練の計画の有無については、入学式後に全校生徒がそろったところで、教職員による避難誘導訓練と同時に避難訓練を行う計画を考えています。

以上の対応については、中学校の考えをもとにした回答になりますが、学校と教育委員会が連携する中で、見直しなども含め対応していくこととなります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

スケジュール的にもかなりタイトな状態で、厳しい対応になるかと思いますが、万全

な体制で入校を迎えていただきたいと。また、それらの実施についても、PDCAサイクルのもと、課題を明確にして定期的に改善指導に取り組んでいただきたいと思います。

昨日の町長の施政方針演説においては、子どもたちの上棟式の参加やキャリア教育のための現場見学等、素晴らしい企画が報告されました。子どもたちも大いに楽しみにして喜ぶ姿が目に見えます。

しかし、中学校の建設を楽しみにしているのは、子どもたちだけではなく、町民の中にも存在します。父兄以外にも様々な町民より、完成した木造の素晴らしい校舎を見学したいとの声も聞かれています。

ぜひ、町民の皆さまも見学できるような場を設け、広く見学者を募集するような企画を考えていただきたいと思います。

現在の学校は、一度、学校が始まってしまいますと、セキュリティー対策や個人情報の問題でなかなか開放されないという現状がありますので、ぜひ入校前にそのような企画を検討していただけるようお願い申し上げます。

続いて、大項目2つ目の質問にまいります。私立保育園支援など、子育て環境の整備について伺います。

当町の子育て支援は非常に先進的であり、スピード感を持って対応されているものと理解しております。昨今の新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢など、様々な不安定な状況から現在の物価高騰、光熱費の高騰、それらは町内の小中学校や保育園など保育施設にも様々な影響をもたらしております。光熱費などの増額補正予算などの対応は、昨年度でも小中学校をはじめ、公立保育所などではなされてきました。

しかし、私立保育園に対する支援は一体どうなっているのか。前回、第1回定例会予算決算常任委員会、当初予算審査の委員会の場合において、今年度の私立保育園の電気料、燃料費、物価高騰に対する支援はあるのか質疑したところ、その時点では国県の新たな補助に関する情報は入っていないと。また、町でもその時点では、新たな補助についての検討はないと、そのような回答が子育て支援課よりありました。

身延町外からの受託者も含め、公立保育園3園には38名が通園しております。一方、私立保育園2園には87名が通園しており、私立保育園の町内保育施設としての役割、必要性は非常に高いものであり、重要になってきております。そして、わが町にとっても欠くことのできない社会基盤の一つとなっております。

私立保育園等への聞き取り調査の中、少子化による通園児の減少、保育の多様化、光熱費、物価の高騰、特に食材費の高騰により、従前どおりの副食の提供が困難になるなど、経営を取り巻く環境は大変、切実であると受け止めました。

そのような状況の中、支援策や対応策については、担当課である子育て支援課とも協議を行ってまいりました。

副食費につきましては、迅速な対応がなされ、去る第2回臨時会において補正予算審議がなされ、総額114万円の増額補正案が可決されました。これにより物価高騰に起因する副食費の提供の質の低下や栄養価の低下を招くような事態は、避けられるものだと理解しております。

そこで、もう1つの問題、慢性的な光熱費、電気料、燃料代の高騰に対する支援について、具体的な取り組みを伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

ご質問のとおり、近年の情勢により物価高騰が著しく、身延町にあっても生活の基盤を揺るがす状況となっております。

これに対して国も施策を打ち出しており、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策が行われ、今議会にて上程し、ご審議いただいているところであります。

その中で、医療機関・社会福祉施設等物価高騰重点支援金給付事業として、民間保育施設2園も給付の対象となっており、国の支援に加え、身延町としての財源確保を行っております。

今年度におきましては、この事業にて支援できるものと認識しておりますが、今後の情勢を見守りつつ、町全体の状況と照らし合わせながら、適時、適切な対応ができるよう、検討いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

今定例会で上程されてある事案につきましては、われわれ議員も含め、しっかりと審議をしていきたいと思っております。

現状、保育園の置かれている厳しい経営環境は、先ほども述べたとおりであります。それ以外にも、園児への対応の多様化など困難事例も生じやすくなってきております。

岐阜市の幼稚園では、2017年、ほかの園児とぶつかり、内斜視の後遺症を負ったのは、園側に安全配慮義務違反などがあったからだとして、年長クラスの男児（当時4歳）が園を運営する学校法人に2,028万円の損害賠償を求めました。

その判決では、安全配慮義務違反を認めて、請求額と同額の支払いを園側に命じた事例も先頃ありました。

保育園の置かれている昨今の状況は、経営においても、運営においても、施設の維持においてもかなり厳しいものになってきていると改めて認識いたしました。

金銭的な補助を行っているから、また私立保育園だからといって全てを任せるのではなく、担当課である子育て支援課として、訪問による現地視認による調査や聞き取りの調査などの重要性は言うまでもありません。

そこで、連携強化のための定期的な訪問による調査や聞き取りなど、具体的な今後の対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

先ほどの答弁にて、経営的な分野において適時、適切な対応を検討していくと述べさせていただいておりますが、施設維持のほか、多様化する園児への対応においても、子育て支援課として定期的な巡回を実施し、どのような支援が適切であるのか把握に努めます。

また、私どもの従来行っている会議等に引き続きご参加いただき、町の支援や実施事業もご理解いただきつつ、より連携が図れるよう対応してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

子育て支援課として定期的な巡回を実施するとの今、答弁でございますけれども、具体的にそれは半年にいったんとか、1年にいったんとかあるかと思っておりますけれども、どのぐらいの頻度で行うのか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

3カ月に一度の巡回を想定しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

私も3カ月に一度ぐらいは現場に行って、様々な状況を確認していただきたいなと思っておりますので、そのぐらいの頻度が適切かとは思っています。

続いての質問になります。

令和4年6月8日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」によると、市町村対応について、子育て世代に対する包括的支援のための体制強化および事業の拡充について、従前の児童福祉および母子保健に関し、包括的な支援を行うための子ども家庭センターの設置や身近な子育て支援の場（いわゆる、保育所等）における相談機関の整備の努力義務化、市町村における子育て家庭への支援事業の充実や利用勧奨が示されております。

そこで施行日、令和6年4月に向けて本町の取り組みを伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

これまで、子育て世代包括支援センターを子育て支援課に併設する形で運営し、この法律に対応してきましたが、「こども家庭センター」につきましても、さらにその機能を専門的に強化したものと認識しております。特に児童福祉にかかる専門職員が必要とされ、現在の状況からすると専門的に従事できる人の数が少ないため、身延町単独で設置することは非常に困難であると考えます。

近隣町においてもまだまだ検討段階にある状況です。

ご質問のとおり努力義務であることを踏まえ、今後の県の動向を見ながら近隣町との連携を視野に入れ、設置について検討したいと思います。

また、その他の相談機関の整備については、現在設置している施設および配置の人員でカバーできているものと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

現在の設置されている人員、非常に手厚くて、子育て世代、困っていないかと思っております。ただし、国でもこのような努力義務ということで課せられておりますので、やはりお金のかかってくることであります。近隣町と合同で設置する等、それぞれ考え方があるかと思しますので、そのへんも検討していただけたらと思います。

続いて、大項目3番目の質問になります。行政サービスや学校教育のデジタル化について、伺います。

近年、地方自治体の行政手続きはワンストップ、書かない窓口、行かない窓口の推進が進められております。

2021年9月に発足したデジタル庁は、地方行政のIT化やデジタルトランスフォーメーションの推進を目的として、地方公共団体の行政手続きのオンライン化推進を明示しています。

デジタル田園都市国家構想交付金が創設され、デジタル実装に取り組もうとする自治体の計画づくりを伴走支援する事業なども新設されました。

デジタル手続法、デジタル化3原則は、1がデジタルファースト。それぞれ個々の手続きが、それぞれのサービスが一貫してデジタルで完結すること。2つ目がワンスオンリー。提出した情報は一度で済ませることができる。3番目がコネクテッドワンストップ。複数の手続きやサービスをワンストップで実現すること。それらが、事務的な、時間的な負担軽減がそれらに求められています。

これまでの一般質問においても、町民のマイナンバーカードの普及について質問させていただき、本町も交付率が一定水準に達したものと理解しております。マイナンバーカードの取得率がある一定水準まで達しつつある現状を踏まえ、ガバメントクラウドの構築が進む2025年度以降には、行政サービスのデジタル化の推進は、国により本格化するかと考えておりますが、本町の現状と今後の取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

社会のデジタル化が推進される中、デジタル化3原則の実現に向け、令和2年12月に「デジタル・ガバメント実行計画」、「自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画」が示され、自治体が重点的に取り組むべき事項として、「自治体の行政手続きのオンライン化」、「自治体の情報システムの標準化」、「マイナンバーカードの普及促進」等の取り組みを進めております。

本町の行政手続きのデジタル化の現状としましては、平成16年度に運用を開始した「やまなしくらしねっと」による電子申請受付のほか、令和3年度に運用を開始した「ぴったりサービス」において、特に国民の利便性向上に資する手続きとしまして、子育て関係15手続きと

介護関係11手続き、被災者支援関係1手続きのオンライン受付を開始し、同年10月からは住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付を行っており、令和5年2月からは転入先市町村で手続きを完了する転入・転出手続きのワンストップを開始しております。

また、デジタル化による自治体業務効率化では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく、20業務に係る情報システムのガバメントクラウドへの移行を令和7年12月までに完了する予定で進めております。

デジタル化の推進にあたりましては、今後も、デジタル化3原則の実現に向け、本町のデジタル化業務を担う情報センターを中心に、各担当課と連携しながら、身延町独自の行政サービスに係るデジタル化も含めて取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

今、答弁にありました各担当課との連携、これがかなり重要になってくるかと思えます。相互に情報を共有しながら、身延町で実現可能なことから、独自の行政サービスのデジタル化を進めていただきたい。

そこで、本町において、デジタル化によりスマートフォン、インターネットを使いこなせる若年層はスムーズに利用ができ、デジタル化の恩恵を受けることが可能となりますが、高齢者やパソコン、スマートフォンの使い方に不慣れな方々は利用が難しいと。いわゆるデジタル格差が生じるなどの問題に直面することも予想されます。

しかし、行政手続きのデジタル化は国策であり、地域に合った形で進めていく必要があると考えます。

そこで、スマートフォン世代である若年層が、若者が対象となる子育て分野や保育分野、公立の小中学校分野など、それらに限ってオンライン申請などのオンライン化を先行実施して課題や修正点を洗い出し、全町民が対象になるサービスに反映して移行していくという取り組みはいかがでしょうか。

例えば、マイナポータルで保育所入所申請に必要な就労証明書のデジタル化への対応や、障がい児施策へのワンストップのサービスの拡充などを行い、保育や乳幼児検診、その他の手続きについてもオンラインで申請ができるように検討を進めていく。そして、将来的には介護や介護予防の必要なサービスの、それらの検索から申請までが可能となるワンストップサービスの導入や、死亡や相続に関しても死亡届、年金手続き、不動産名義変更、税務申告といった様々な行政手続きを、例えば相続人をオンライン認証するなど、遺族の手続きを削減し、死亡相続を総合的に扱うワンストップサービスやオンライン申請の実施につなげていく、そのようなことを検討してもいいかと思えます。

そこで、本町のオンライン申請の現状と、今後の検討と、およびデジタル格差解消に向けた取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

伊藤町民課長。

○町民課長（伊藤剛君）

お答えします。

現在、本町では町民課に関する手続きとしてマイナンバーカードを利用した、転出入の手続きや、コンビニエンスストアのマルチコピー機での証明書等の交付を実施しております。

その他の課におきましても子育ておよび介護関係を中心とした42の手続きについてデジタル庁が運営します「マイナポータル」ならびに山梨県および県下市町村が運営します「やまなしくらしねっと」の両サイトを通じ、オンライン申請を実施しております。

今後につきましては、先進市町村の事例を参考に、各課における事務のデジタル化について調整を行いながら検討をする必要があると考えております。

なお、このようなデジタル化が進む中、高齢者やパソコン・スマートフォンをはじめとする情報通信技術を十分に活用できない方は、その恩恵を受けることができないデジタル格差が生じると予想されます。

本町では第2期総合計画において、地域情報化の推進を施策に掲げており、基盤整備の一環として情報教育の強化に向けたタブレット教室を開催しております。

デジタル格差解消のため、このようなモバイル端末の活用支援と共にこれらの機器を持たない方々に対しても、不安を解消できるよう、様々な施策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

デジタル化の流れは加速しております。デジタル申請が可能なものを、分かりやすく町民に広く知らしめていく。広報していく必要があるかと思っておりますので、そのへんも今後検討していただけたらと思います。

次の質問になります。

現在、町内の小中学校においては、保護者の連絡手段の一つとして、株式会社テクミックス社の安心メールサービスを利用しております。現状の運用は、保護者側がメールアドレスを登録し、学校側が連絡メールを送る。まれに文書を添付する程度の運用にとどまっているように思われます。

スマートフォンが急速に普及した現在、その運用をさらに進め、保護者がスマホにアプリをダウンロードして、アプリとしての運用を検討してみたらどうでしょうか。現在のメールは各校、教頭先生などがグループ管理者として運用しているようですが、グループ管理者の下に配信管理者として学級担任や養護教諭を置くことにより、PDF化した学年だよりや保健だより、資料配布が可能になり、ペーパーレス化や子どもから保護者への渡し忘れ、紙質による写真等の不鮮明さで顔が見えない等の不満の解消、下校時間までに校正、印刷、配布を完了しなければならぬ教職員の負担の軽減などが可能となります。

また、さらに運用を発展させれば欠席、遅刻届機能やアンケート機能、開封の確認機能まで実装することが可能なようなものであります。

導入当初までは、慣れるまで大変かと思えますけれども、デジタル化を進め、教育現場での業務負担を軽減することも可能かと考えます。町内の小中学校の現状と今後の調査・研究について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

現在、管内の学校では学校安心メールを活用し、随時、保護者へ周知等を行っています。学校安心メールは、県と市町村が一体となり統合型校務支援システムとセットで整備したもので、県内でも多くの自治体で活用しています。

ご質問のアプリは、民間の会社が提供しているスマートフォンなどでインストールし、活用できるものを想定されていると考えます。有償、無償で様々なサービスが提供されています。本町では現在、導入はしておりません。

ご指摘いただいた教育現場での業務負担軽減や保護者の利便性向上などに資するサービスについて検討し、学校での導入を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

実際に、これを私、使用しているところで感じますと、非常に便利であります。各戸の配布物についてもお気に入り登録などをしていて、どこにいてもすぐに行事や下校時間などを確認できます。また、自分の子どもが写っているものであれば、自宅やコンビニのプリンターで上質な紙としてプリントアウトすることもできます。

学校側は、導入当初はかなりストレスがあるかと思っ躊躇しているかと思えますけれども、父兄や教職員、学校にとっても利便性、生産性の向上につながると考えます。環境へ配慮したペーパーレス化やICT教育を進める上でも検討していただけたらと思えます。

次の質問に入ります。

当町では、ICT教育の推進のため、小中学校へ一人一台のタブレット端末が貸し出されています。様々な使用法を現在も模索中のことだと考えております。

近頃、ゲームソフト会社であるコナミが代表作である「桃太郎電鉄 教育版」を発表し、注目を集めていますが、ゲームをやったことがある人なら名称を耳にしたり、プレーをしたりしたことがあるかと思えます。

通称、桃鉄では「駅や地理などを覚えて勉強になった」、「日本全国の名所や名産、史跡など詳しくなった」などの声は、ゲームのプレーヤーの子どもたちでも以前からありました。

「通常版 桃太郎電鉄」に学校の教育現場のカリキュラムを想定して学習機能を追加したブラウザ版「桃太郎電鉄 教育版Lite～日本っておもしろい！～」が発表され、注目されております。

学校機関への導入は無料であり、授業で活用できるよう、ウェブブラウザやタブレット等でもプレーできるような、学校教育機関への提供を2013年1月より開始しております。

現在でも3千校余りが問い合わせがあり、導入しているような話も聞きますけれども、学びたい地域を限定してのプレーや先生が管理ツールからコントロール可能であり、授業で使える白い地図なども提供。様々なサービスを兼ね備えております。

楽しみながら、地理や歴史、風土など社会の学習にとどまることなく、総合学習の一環としての導入を行っている学校もあるようですが、確かにゲームを導入するのはいかがなものかとの声もありますが、そのへんについての検討・見解をお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

ご質問の「桃太郎電鉄 教育版L i t e」については、株式会社コナミデジタルエンタテインメントが、教育関係機関に向けて、無償で提供するサービスです。社会科の教材としてはもちろん、お金の教育についても学びが期待されるサービスで、無償で使えることもあり、全国の学校でも注目されています。

現在、管内の小中学校では「桃太郎電鉄 教育版L i t e」は利用しておりません。

教育分野でもICTを活用したサービスについては、民間の会社により、様々なものが提供されています。教育委員会としましては、今回の「桃太郎電鉄 教育版L i t e」を含め、有効なサービスと考えられるものについては、学校へ情報提供を行ってまいります。各学校で授業での活用に向けて検討した上で、取り入れられていくものと考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

このものに対しては、教育委員会が学校に導入する前に試用版を試すことも可能であります。小学校4年生が地理や歴史や史跡、観光地、都道府県の授業に利用したり、あるいは中学生が食育や地域の名産、金融などの学びに使ったりと、幅広い世代で多種多様な使い方をしております。

たかがゲームですけれども、されどゲーム、子どもたちは非常に興味を抱く可能性もありますので、そのへんにつきましても研究をしていただけたらと思います。

続いて、4番目の大項目についての質問になります。看護師不足の峡南地域の現状について。

2025年には、看護師の必要な人数が最大277万人、不足する可能性があるとして厚生労働省から発表がありました。

2025年、看護師必要数は118万人から202万人。それに対し、看護師供給数は175万人から182万人とされ、差し引き最小で6万人から最大27万人が不足する計算となります。看護師不足は全国的な問題となりつつあり、看護師の争奪戦が今まさに起こっております。

看護師が不足する要因としましては、日本の病床数が多いこと、看護師の需要が多いこと、看護師自体の離職率が約11%と高いこと、働き方改革が進み、勤務環境の改善が進んだことなどが挙げられます。

本町においても、看護師不足による病床の閉鎖が起こっております。身延山病院では、一般病棟の病床の閉鎖、飯富病院においても閉鎖縮小が慢性化し、現在の入院患者の受け入れは療養型入院のしもべ病院、身延山病院、飯富病院、それらも一部となっております。一部の町民からは、峡南地域の医療崩壊の始まりだなどの声も聞かれております。

病床の不足は、自宅療養者の増加、訪問看護、介護の増加へとつながり、民間の介護事業者での対応困難事例の増加につながり、それらは最終的に町や社会福祉協議会への負担へとつながってきます。

そこで、看護師不足による病床不足の現状について、当局の具体的な状況把握と現状分析について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

飯富病院の病床数ですが、一般病棟47床、療養病棟26床、計73床であったところを、令和5年5月1日から、一般病棟25床、療養病棟0床、計25床とし、48床を休床しています。

一方、身延山病院の病床数ですが、一般病棟50床、療養病棟30床、計80床であったところを、令和5年3月1日から、一般病棟31床、療養病棟30床、計61床とし、19床を休床しています。

2病院とも看護師確保は喫緊の課題でありますので、継続して看護師を募集し、随時採用しながら、看護師が確保でき病床を運営できる体制を整えば、休床している病床を再開する方針であると伺っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

飯富病院が73床、身延山病院が80床で合計153床、療養型30床を含めておりますけれども、それが現在では86床、これも療養型の30床を含めております。しもべ病院も療養型であることを考えますと、一般の病床は56床しかないのが現状であります。身延山病院に至っては、南部町の患者も入院の中で4割から5割占める場合もあるような話も伺っております。

身延町民にとっても厳しい現状があります。看護師が確保できれば、病床を再開する方針との回答ではありますけれども、簡単な話ではないことは明確であります。看護師不足の対策として、人材確保対策、採用環境に合わせた体制の検討が考えられるかと思えます。

病院としての看護師の確保については、新卒看護師の確保や結婚や出産などで、いったん職を退いた、一説には約70万人いると言われている潜在看護師の復職支援への取り組み、新人看護師の離職や出産・育児を機会として職を離れていくことを防止するため、新人の看護師の現場能力を高める、仕事にやりがいを感じるための研修や保育環境の充実などが考えられます。

自治体としましては、地域医療機関の運営支援、医師との共同体制整備、看護師の労働条件改善支援など、地域全体で看護師不足に取り組む体制の構築が求められております。

具体的には、峡南地域、中でも身延町、早川町、南部町とで地域の医療が抱える問題解決に向けた地域協議会の設置や地域医療機関との連携、具体的な共同事業の推進など、今後の取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

令和4年度に「峡南南部地域医療体制等調査業務」を実施いたしました。この調査業務は、早川町、身延町および南部町の峡南南部地域の医療需要や飯富病院および身延山病院の機能等の調査・分析を行い、課題を抽出するとともに解決策を考察し、今後のこの地域の医療体制の在り方や、2病院の連携方策など、課題解決のための検討に向けた基礎資料とすることを目的としたものです。

今年度は、5月22日に3町、2病院、公益財団法人その他の関係者を構成員とした、峡南南部地域医療連携推進協議会を設立いたしました。調査業務による基礎資料もありますので、この協議会において、峡南南部地域における病院間の医療連携等を推進し、今後の適正な当該地域の医療提供体制の在り方を検討してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

医療従事者に特化した育成奨学金制度は、県内で病院運営を行っている甲府市など6市の自治体で行われております。保健師や助産師、看護師等、看護職員を対象にした育成奨学金制度であります。決められた一定期間を自治体内の医療機関に就労することで、奨学金の返還の一部または全額を免除する制度です。山梨県の中心部でこのような制度が行われていれば、当然、過疎地域には勤務者が不足することは明白であります。

限られた財政運営の中、本町単独での実施は困難かと思えますけれども、峡南圏または近隣の3町自治体での共同的な実施、広域的な育成奨学金制度の検討について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

本町では、福祉教育学校等就学奨励金制度があります。この制度は、匿名の方の指定寄附金を原資として運用されているもので、福祉・保健・看護・介護等の教育課程を履修する学校に入学した際に、3万円ではありますが奨励金を支給するものです。

また、病院では看護職員の確保を目的に修学資金貸与制度があります。飯富病院は年間60万円を限度に貸与し、卒業後3年以上、飯富病院に勤務すれば修学資金の返還が免除され、身延山病院は年間100万円を限度に貸与し、卒業後5年以上、身延山病院に勤務すれば修学資金の返還が免除されるというものです。

看護師確保については、2病院とも努力していただいているところですが、峡南南部地域医療連携推進協議会においても、看護師確保の観点で情報共有していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

今、本町の奨学金制度3万円ということで、これだと当然厳しいなど。単独で行えるのがこういう状態になっておりますので、このへんは近隣の市町村と合同で、また検討していただ

たらと思います。

病院ごとの奨学金制度というのは、それぞれの病院でやっておりますので、個々の財政力にかかるところも出てくるかと思えますけれども、そのへんも踏まえて検討していただけたらと思います。

令和2年11月より3町の市町で、2病院などを中心に連携強化の話し合いを進め、令和4年度には峡南南部地域医療体制調査検討委員会が立ち上げられ、医療体制の調査業務等の報告書が仕上がりに、概略版の説明は先頃の5月15日の全員協議会で受けました。

医療においては、身延町と早川町の連携は、今までの飯富病院の運営に見られますように図られてきました。

一方、南部町においては静岡県に接しており、富士宮の医療機関に委ねていた側面もあるのが現実です。しかし、静岡県の医療機関も全てを受け入れてくれるという体制ではなくなり、南部町民も身延山病院への入院が増加している傾向にあります。

南部町長自身も峡南3町での連携の強化の重要性は認識しているとの答弁が、先の南部町の第1回定例会の一般質問でありました。

峡南地域の医療体制の再構築については、病院関係者への聞き取りでは、逃げられることのできない不可避な問題であり、ここ2年、3年が正念場であろうというような話も伺いました。わが身延町にとっても、学校の統廃合と同様に難しい問題でありますけれども、時間的に待たなしの状況になりつつあります。

12の診療所を持つ一部事務組合立の飯富病院、公立財団法人の身延山病院、医療法人財団しもべ病院、形態も組織構成も異なる3病院を抱える身延町においては、今後、われわれ議員も大局的な考えの下、身延町の地域医療はどうあるべきか、例えば分娩を含む高度な手術や高度な医療が必要なのか、それともかかりつけ医や訪問医療、自宅で看取れる医療体制や小児科や骨折などケガの対応、整形外科などに特化したコンパクトな医療体制が現実的なのか、様々な考えを町や地元、医療関係者、議員間でも積極的に議論して、よりよい方向を見出していきたいと考えております。

望月町長におかれましても、非常に難しい問題だと思いますけれども、行政手腕を発揮していただき、持ち前のリーダーシップで、また町長のモットーでありますスピード感を持つての対応、これをお願いして私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時09分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告2番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ただいまより、提出をいたしました一般質問通告書の要旨に従いまして、大項目4つでございます、質問を行います。

まず、第1番目でございます。人口減少の抑止対策についてであります。

身延町においては、人口減少に歯止めがかかりません。令和5年4月1日現在の住民基本台帳に基づく人口が1万258人でございます。平成16年9月1日の合併時の人口1万7,240人でございます。したがって、合併時から6,982人の人口が減少したことになります。減少率は40.49%でございます。とてもこれは大きな数字であります。

令和2年、2020年でございますが実施されました国勢調査における人口減少率が県内市町村で一番大きかったのが本町であることは、皆さんご承知かと思えます。

ところで、人口減少でございますが、これは地域力の低下につながるものというふうに、私は理解をいたしております。

地域力の低下、このことは地域が抱える課題、問題を住民が参加をいたしまして解決していく総合的な力の衰退を意味するものであります。そして、地域力の低下は、住民自治の危機でもございます。

そこで私は、人口減少による地域力の低下を他人事だと傍観してはいけない、町のあらゆる施策は人口減少抑止のためにあるんだという、そういう基本的な考え方をもとに「まちづくり」を推し進めていく必要があるかと思えます。そして、町民と行政議会が連携共同する中で、人口減少に関する悲観論を克服して、町は新たな政策プロジェクトを策定し、全世代型の希望と活力あるまちづくりを目指すべきであります。

そこで、町の発展のために、そして人口減少抑止のためには、これは何処でも言われていることではございますが、社会基盤の整備（社会資本の充実）が不可欠でございます。その主要な施策は、道路の整備であります。道路網の整備は、新たなまちづくりのための中心的な事業であり、まちづくりに必要不可欠な、これは要素であります。

道路建設を核とした新たな面的な広がり確保し、そして造成することで新たな「まちづくり」を推進することが本町の発展に通ずるものだと考えるものであります。そして、そのためには、本町における幹線道路である中部横断自動車道や国道を中核として、それらを有機的に結びつける形、ネットワーク化によって県道や町道の道路網の建設整備がこれは重要でございます。

そのための道路整備を今後どのように進めていかれるのか。まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

本町のみならず、全国的な少子高齢化社会の進行や人口減少社会の到来は、経済活動の縮小をはじめ、活力の低下など、多様な分野で影響を受けることが懸念されます。

本町は、高規格道路である中部横断自動車道、町の中心を南北に走る国道52号、富士北麓地域と連絡する国道300号、国道52号と並行して富士川左岸地域をつなぐ主要地方道市川

三郷身延線および富士川身延線が骨格となる主要幹線道路を形成し、これらに富士川を横断して延びる6本の県道等がはしご上に接続し、集落間の往来を確保しております。

令和3年8月に新清水ジャンクションから双葉ジャンクション間が全線開通した中部横断自動車道は、静岡・山梨・長野県の広域アクセスを担う動脈となっております。

国道52号の安全性と利便性の向上や交通混雑解消等に向け、バイパス建設等の整備促進や、降雨による通行規制の解消に向けた防災工事の実施を要請していきます。

国道300号は富士北麓地域を結ぶ観光ルートとしての役割を担い、令和4年12月に中之倉バイパスが完成し供用開始され、2期および3期の道路整備も計画をしております。今後も富士山火山広域避難計画も考慮した、道路整備の促進を強く要請いたします。

県道においても、主要地方道市川三郷身延線のバイパスや、中部横断自動車道中富インターチェンジと国道300号を結ぶ道路の建設、老朽化した県道橋の耐震化や架け替え、未改良区間や危険箇所等の早期整備を要請してまいります。

町道につきましては、今後のまちづくりを見据えた道路整備や、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

なお、町の発展のためのまちづくりのために必要な道路整備は、私はどうあるべきか、学識経験者等を中心に検討する時期に来ていると考えます。そこで、そのための専門家会議の設置を早急に計画すべきであると考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えします。

町内の道路ネットワークを形成する道路の整備につきましては、様々な面での検討が必要とされます。本町を含む峡南地域の道路整備が必要ということになることから、県や近隣自治体および関係各課等の意見も踏まえ、検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

専門家会議の設置を、身延町自体が検討すべきだというふうに私は考えますので、ぜひとも、そして身延町の発展を担うであろう道路整備について、どういう基本的な考え方が必要か、私は答申をしてもらうような、そういう専門家会議の設置をぜひとも計画をしていただきたいと思うものであります。

次に、当然のことですが、前述した道路網の整備と並行して、これは企業立地のための事業用地を確保し、そのための造成を進め、企業誘致を推進することがまちづくりの一つの、これは要素であると言っていいと思います。

地域の経済の活性化、振興や若者の雇用創出に結びつくなど、様々なメリットがこれは期待

できるわけでございます。町の発展に寄与することが当然期待されることとなりますが、私は山梨県と連携する中で、新産業や先端技術産業群の企業誘致、過去における製造業の誘致とは、これはやっぱり異なるとは思いますが、小規模なオフィスを中心とする企業誘致でございますが、これらを積極的に進めるべきだと考えておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

依然として、全国的な少子化の傾向が続いている状況であり、人口減少が進行しております。本町では、昭和22年以降一貫して減少が続いております。

人口減少が進行する中でのまちづくりの方向としましては、人口減少対策に向けたまちづくりと、人口減少に応じたまちづくりを並行し、各地域の特性に応じて進めていく必要があると考えており、企業誘致は雇用の確保や経済の活性化、産業構造の多様化、移住、定住促進など、人口減少対策の取り組みとして重要であります。

企業の立地を図る用地の造成につきましては、町土の約80%を山林が占める本町におきましては、企業誘致に適した平坦地は貴重であるため、先行した用地の造成は、現在のところは考えておりません。しかし、雇用を創出する取り組みとして企業誘致は重要でありますので、今後も継続して助成制度のPRや用地に関する資料等の提供を行うことで、誘致を推進してまいります。

また、山梨県は最先端技術やサービスを有する企業に対し、県内において実施する社会実証プロジェクトを支援する「TRY! YAMANASHI! 実証実験サポート事業」を実施しており、本町内においては3事業者が実証実験を行いました。これらの先端技術やサービスを有する企業による実証実験が本町内で実施されることにより、本町への企業誘致につながる可能性も十分にあると考えられますので、実証実験サポート事業への協力を推進していくとともに、情報通信技術の進展などから地方への設置が増加したサテライトオフィスの誘致につきましても推進してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今の答弁に対する再質問でございますが、山梨県の企業誘致に関しては、リニアでありますとか、空を飛ぶ車などの、いわゆるテストベッド、実証実験のフィールド分野を目指す、そういう基本的な考え方がございますが、それに水素を作り、それを燃料に電気を作る燃料電池の開発など、新たな産業の創出や、それに伴う研究拠点の誘致を目指しているかと思っております。

本町としても、私は新産業の誘致に関しては、山梨県とさらに連携強化を図りまして、新たなまちづくり建設を計画する中で、研究機関などの企業誘致を積極的に進めるべきだと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

「TRY! YAMANASHI! 実証実験サポート事業」につきましては、知事政策局、リニア未来創造推進グループが、産業立地につきましては、産業労働部、成長産業推進課が所管しており、これまでも企業情報の提供や山梨県PR冊子への情報掲載、身延町PRチラシの配布などの連携により、企業誘致の取り組みを行っております。

企業からの問い合わせは、令和4年度に8件、今年度は4件の問い合わせに対して、立地条件の確認・調整を行っております。ここから立地に至るかは未定ですが、県との連携による企業誘致の取り組みは、企業への強力な発信力など、効果的であると考えております。

今後も県等の連携により、新たな産業の研究拠点の誘致など、社会状況に柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、私が述べました人口減少抑止のための施策、いくつか当然ありますけれども、2つについて今ご質問をしたわけですが、当然これら施策を推進するための、私は第一歩として、まずもって若者、女性、サラリーマン通勤者、これは町外勤務者と言っていると思いますが、これからの身延町を支えていく人たちが中心となって、私は身延町の課題、問題点を明らかにいたしまして、その解決策として地域活性化でありますとか、新たなまちづくりについて議論できる場の設置、これはいわゆる問題点解決のための公共政策立案の一つの過程であるかと思いますが、早急に検討すべきであると考えますが、当局の見解をお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

将来の身延町を支え、その主役となる人財（人材）には、まちづくり等に対する幅広い分野への参画を得たいと考えており、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、町長と高校生との意見交換会や、地元高校と大学との連携による施策等の提言研究事業への支援を行い、毎年高校生の参画を得ることで、若者の町への関心を高めるとともに、地域の将来を担う人財（人材）の育成に取り組んでおります。

しかしながら、社会人となった若者や女性の皆さんに各種行政組織への参画を得ることは非常に難しいのが現状となっております。

今後も若者や女性の参画を推進してまいりますが、多くの方の意見を収集する一般的な方法としてペーパーによる町民アンケート調査を定期的を実施するほか、新たな手法としてインターネット環境を活用した意見収集や意見交換会の実施についてコンサルタントの意見を聞きながら検討を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

政策立案のその過程に関しては、いろんな手法がございます。私は前々回の質問でも、ネットを通して、若者、いわゆる働いている若者たちでございます。小学生、中学生、高校生ではございませんが、そういう人たちから意見集約するためには、やっぱりネットを活用する、スマートフォン等を持っている人が多いわけでございますが、活用をして、そしてそれを町の施策に集約をして生かすべきであると常々考えているものでございますので、ぜひともこれは、町の来年度以降でございますが、施策として取り上げていただくようお願いをいたします。

次に、これからの森林環境譲与税の予算化について、お伺いをいたします。

森林の有する公益的機能を守り、そしてその問題点を解決するための財源を確保するために創設をされたのが、これは「森林環境税」および「森林環境譲与税」でございます。

森林環境譲与税は、令和6年度から個人住民税等、均等割の枠組みを用いて国税として、1人年額1千円を市町村が賦課徴収するものであります。

森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度、2019年から市町村と都道府県に対して私有林、人工林面積、それから林業就業者数および人口による客観的な基準と案分をして譲与されてきております。

本町においても過去5年間、少ない金額では1、167万円、多い金額で3、200万円までが予算化をされまして、支出をされてきました。その内容を見ますと、基金の積み立てでございますとか計画策定、意向調査、中学校建設木材利用などを挙げるができますが、これからの本町の林業振興のためには、私は令和6年度からの森林環境譲与税に関する予算化を注視していく必要があるかと思っております。

令和2年に森林資源の持続的な利用を図ることを目的に策定された、身延町森林整備計画などに基づいて、これら予算は、森林環境税に見合う予算は支出されるというふうに私は思っておりますけれども、今後の予算化に対しての基本的な考え方を、まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

全国的な林業の課題として、材価の低迷・森林所有者の高齢化および後継者不足・林業経営に対する意欲の低下・相続未登記等の理由により、森林整備が進んでいないことが挙げられます。

本町においても、風倒木被害の危険性や、里山が藪になったことにより、農地周辺にシカやイノシシ等が定着し農林業被害が常態化する等の状況がみられます。

このように森林が有する公益的機能の低下に伴い、生活環境に影響を及ぼす問題が発生しております。

こうした、本町の実情を踏まえ、適正な森林の経営管理と森林整備等に関する施策を推進するために、森林環境譲与税の活用を図っていきたいと考えます。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」には、森林の整備に関する施策・森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策が規定されており、これに沿い、森林の整備、

木材利用の促進、町の実行体制の整備、人材育成・担い手対策、普及啓発事業を範囲とし、予算化を検討していきたいと考えます。

森林整備の具体例としましては、令和3年度に「森林経営管理法」の規定に基づく対象森林において、公益性と防災面から、森林整備の優先順位をつけるための資料を作成いたしましたので、これを活用しつつ、県や関係機関と協議を行いながら、事業の予算化を行ってまいります。

また、木材利用の促進につきましては、平成30年3月策定した、「身延町内の公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」に沿い、建築計画等があれば検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

身延町の面積に占める森林の割合、8割以上でございます。そういう中で、やっぱり私はこの森林環境譲与税に関する予算化、極めて重要な施策であると理解をいたしております。

今後、いろんな形で予算化をされるかと思いますが、私はこの中身、政策、注視をしていきたいと考えておりますので、ぜひとも、いわゆる施策としての優先順位を上げていただいて、重要施策として、これを進めていただきたいと思います。

次に、3つ目でございます。空き家対策でございます。

人口減少に伴って、空き家はさらに増える傾向にございます。総務省統計局、平成30年（2018年）住宅土地統計調査における全国の空き家数は、848万戸でございます。空き家率は13.60%でございます。

この空き家の中身はそれぞれいろんな種類がございまして、ここはそれら種類を全て合計した数値となっておりますが、山梨県の空き家の数は約9万戸で空き家率は21.3%であります。その率は全国的に見てトップでございます。身延町にあっては、その数字は公表をされておりませんが、ほぼそれに近い、あるいはそれ以上の数字ではないだろうかと推測するものがあります。

空き家が増加の一途をたどっている要因は、少子高齢化の進展や人口移動の変化などがその背景にあることは、ご存じのとおりでございます。

一方、管理が行き届いていない空き家が防災、衛生、景観等の面で人々の生活環境に影響を及ぼすという社会問題が起きていることは、皆さんご承知のとおりでございます。そういうことを踏まえて、政府は平成15年に空き家対策特別措置法を施行し、自治体が問題のある空き家を特定空き家と認定をいたしまして、持ち主に修繕や撤去、指導、勧告ができるように法的にしたわけでございます。命令に従わなければ、自治体は持ち主に代わって解体や撤去をする行政代執行ができるものとなったわけですが、さらに本年3月には管理が不十分な物件について、住宅の固定資産税の減免軽減対象から外すなどとする同法案の改正案を閣議決定し、国会に提出をしております。

本町にあっては、令和元年6月に身延町空き家等対策計画を策定し、問題解決に取り組んでいると理解をいたしておりますが、そこで国の空き家等対策に関する法整備の現状と国の取り組み、さらにはそれに基づく町の対応策について伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えします。

近年、空き家の数が増加を続けており、今後、さらに増加が見込まれる中、空き家対策の強化が急務となっていることから、「空家対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

法案の概要といたしまして、所有者の責務の強化、空き家等の活用拡大、空き家等の管理の確保、特定空家等の除却等が改正されております。

町は、身延町空家等対策計画を基に空き家対策を実施しておりますが、今回の、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、山梨県内の県および市町村で組織する「空き家等対策市町村連絡会議」等での他の自治体の状況等も参考にしながら、身延町空家等対策計画を改定し、今後の空き家対策を実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

身延町にとって空き家対策は極めて大きな施策だと理解をいたしております。空き家数は確実に人口減少とともに増えてきているわけがございます。まずもって、その数字を、当局は正確な数字をまず把握すべきであります。そして、そのための施策をどうするか。他の自治体の状況等を参考にしながらなんていうような、そういう悠長な状況ではございません。町として空き家対策をどう進めていくか、前もって、その中身を策定し、町民にその内容を明らかにすべきであると思っておりますので、ぜひとも、空き家対策に関しましては、今言った内容について、前もって対策計画等々を含めて推進をしていただきたいと思います。

次に最後になりますが、女性管理職の登用についてであります。

女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供および、その活用や職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすることを目的に、平成27年に制定されました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法の施行により、日本における女性管理職は徐々にではありますが、増加傾向にあるということがございますが、その比率はいまだに低い状況であります。

厚生労働省令、令和3年度、2021年、雇用均等基本調査結果によりますと課長管理職、いわゆる課長相当職以上でございますが、に占める女性の割合は12.3%だということがございます。

本町においても、それら法律に基づきまして、身延町特定事業主行動計画を令和3年3月に策定し、毎年女性の職業選択に資する情報の公表をしているわけであります。

本町における各役職段階の職員の女性割合をトータルで見ると、令和4年4月1日現在で女性職員の数でございますが、全職員の33%を占めております。中でも管理職一步手前の主幹クラスが37人中21人を占めておりますが、これは、数が多いというのは保育士でございますとか保健師、栄養士、司書、学芸員など専門職が含まれているということから、この数は多くなっているかとは思いますが、それにしても37人中21人を占めているわけがございます。

その比率は56%と、とても高いわけであります。

しかし、管理職である課長クラスは現在20人中1人でございます。これはとても少ない数字だと私は思います。女性が管理職に就くことによるメリットは、これは、私は非常に多いというふうに考えておりますから、本町においても女性管理職を今後増やすべきであると思えます。

これらを踏まえ、これからの本町における女性管理職の登用に関する考え方および役職者、主幹クラスも含めての処遇も含めて、これからの女性管理職の登用計画、目標値を含む登用計画について、まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

女性管理職の登用に関する考え方といたしましては、まず職場の多様性という面から重要であると考えております。男性とは違ったアイデアや考え方、仕事へのアプローチの幅が広がると考えます。

また、女性管理職が増えることで、後に続く若い女性職員の意欲向上にもつながるものと考えます。

したがって、管理職への女性の登用はできるだけ積極的に行ってまいりたいと考えております。

なお、令和2年度策定の身延町特定事業主行動計画において、令和7年度までに、管理職の女性職員の割合20%を目標とすることとしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

管理職の女性職員の割合を、4人を目標とするということですが、目標とするということではなくして、やりますという、そういう強いお言葉があればうれしかったかなと思います。

やはり女性、先ほど述べたとおり、女性が管理職になることによって、やはり管理職全体の雰囲気も変わってきますし、やはり仕事の内容も女性にふさわしい内容になってくるかと思えます。そして、それは絶対的に必要なことだと考えておりますので、ぜひとも女性管理職4人目指すということではなくして、4人を登用しますというぐらいの積極性を持っていただければありがたいなと思えますので、ぜひともそのへんはよろしくお願いをいたしたいと思えます。

以上、私の一般質問4項目につきまして、これにて終了をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時54分

○議長（上田孝二君）

全員おそろいようですので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次は通告3番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、「こども家庭庁」の少子化対策の対応について伺います。

少子化対策として、出産・子育て応援交付金が令和4年度、2次補正、令和5年度当初予算にそれぞれ計上されました。

事業内容は、妊娠時から出産・子育てまで、一貫した支援事業を市町村がそれぞれ創意工夫を凝らし実施すべきものです。そこで交付金を利用した身延町の効果的な少子化対策の具体的な政策をお聞きします。

まず、この交付金の目的では、育児に一番手間のかかる未就園児が多い0歳から2歳のいる子育て家庭に対して、特に手厚い支援体制を求めています。親と同居することが当たり前だった時代から、現在は核家族化が進み、出産・子育てに孤独感や不安感を抱く、特に母親への寄り添い支援は重要であります。

「三つ子の魂百まで」という言葉に表されるように、この時期の母親の精神状態における育児は子どもの一生に影響するものと言われます。この時期の支援体制として、他町村において育児経験のある高齢者の知恵や経験を生かすため、町がボランティアの高齢者を募り、若い母親の子育てをサポートするサークルが設置されています。これは少子化対策と同時に社会参加を促す高齢者対策でもあることから注目されています。

核家族化が進む現在、出産・子育てに対して若者の不安を払拭できる随時、継続的なサービス支援体制の構築につきまして、町の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

ご質問の「町がボランティアの高齢者を募り、若い母親の子育てをサポートするサークルについて」ですが、一般の方を対象に子育てボランティアを募集している自治体は県内にもありますが、「高齢者のボランティア」募集について、情報を把握することはできませんでした。

本町においても「子育て支援ボランティア」の情報は把握しておりません。

しかし、有償ボランティアである「ファミリーサポート事業」につきましては、県内多くの自治体で実施しており、近隣でも市川三郷町、富士川町が実施しています。

この事業は町が実施主体となり、「手助けしてほしい方」と「手助けできる方」とが地域の中で助け合うシステムです。

町が実施する養成講習を修了した「手助けできる方」(ボランティア)が、子育て世代会員である「手助けしてほしい方」の「保育所等への送迎」「保育所等の開始前、終了時間後の保育」「保育所等休園時の保育」といった要望を受託するものです。

本町におきまして、この事業は「第2期身延町子ども・子育て支援事業計画」に記載されており、当初は「令和2、3年度を事業実施までの準備期間」としていましたが、コロナ禍により事業展開が危惧される状況であったため、同計画の中間見直しにあたり、「子ども・子育て会議」にお諮りし「準備期間を令和5、6年度に改め、事業実施の可否も含め検討していく」という計画変更を行いました。

実施町の状況を見ると、「送迎はボランティア会員の自家用車であること」「受託するのが生後3カ月から小学校6年生まで」であることなど、補償の問題や調整役を担うアドバイザーの設置、ボランティアいただける人材など検討すべき課題は多いと考えています。

以上です。

○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

○4番議員(山下利彦君)

今の答弁の内容におきまして、すぐにでも実施しなければならない、地域で支える少子化対策ですが、コロナのためとか、あるいは補償やアドバイザーの問題など原因を挙げ、当初の計画から5年も遅れている。この状況は、少子化対策の重要性と危機感がない表れだと私は捉えます。

子どもがいなくなる前に、スピード感を持って体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。今後、注視してまいりたいと思います。

次に、子育て世代への経済的支援につきまして、身延町は自然減および社会減の減少率が非常に他町村を上回る減少率が続いております。

人口減少対策が一刻の猶予もない状況において、今回の出産時経済的支援事業をきっかけに他町との明確な差別化を図り、転出を考える若者を食いとめる思い切った出産時の経済的支援は必要と考えます。

今回の給付金事業に、さらに身延町独自の上乗せ支援金は、若者定住政策への投資であると考え、増額の実施についての考えを伺います。

○議長(上田孝二君)

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長(遠藤仁君)

お答えします。

ご質問の「今回の給付金の更なる町独自の上乗せ支援金について」お答えいたします。

本町はこれまで、「妊娠期から子育て世代」に対し、支援事業の整備を進めてまいりました。例を申し上げますと、平成21年4月より「不妊治療費助成」、平成27年10月より「子育て支援医療費助成」、平成28年1月より「宿泊型産後ケア事業利用料助成」、平成28年4月より「保育園(所)等入園支度金」、平成31年4月より「入院時食事療養費助成」、令和元年10月より「子どものインフルエンザ予防接種費用助成」、「保育園(所)利用料・副食費の無償化」、令和3年4月より「乳幼児おむつ購入費助成」を開始いたしました。

ほかの部署におきましても、企画政策課の「結婚祝金」、他町より充実した「出産祝い金」、

学校教育課の「入学支度金支給」、「給食費全額無償」、「校外学習費の全額補助」、「補助教材費の公費負担」、「修学旅行費の全額補助」、「各種検定料の助成」、交通防災課の「高校生までの町営バス利用料の免除」など、全国トップレベルの子育て支援施策を実施しております。

ご質問の「出産・子育て応援給付金に更なる町独自の上乗せ」については、現在のところ、実施の計画はありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

私も議員になりまして1年半が経ちますが、いろんな方から再三、身延町の子育て支援は全国でトップレベルであるという言葉聞き続けてきました。多様なメニューを指してのことだと考えますが、一方で人口減少率もトップレベルです。謙虚に現状の政策に対して結果を検証すべきではないかと考えます。現状の支援に満足せず、町独自の創意工夫を凝らしたメリハリのある経済的支援を実施することなど、更なるレベルアップを検討することを要望いたします。

次に、こども家庭庁の少子化対策のデジタル化について、お聞きします。

妊娠や出産の不安を24時間相談できる体制づくりを視野に入れ、民間のスマホアプリと連携し、産婦人科、小児科医師、助産師との直接相談を可能にする「オンライン健康医療相談」があり、実際に導入している町があります。

現在の医療現場での遠隔地診療やネットワーク診療と同様、「オンライン相談」は地理的な障壁はないものです。身延町の出産・育児のデジタル化による支援体制についての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

ご質問の、「へき地における出産・育児支援体制のデジタル化について」ですが、把握できた限りでは県内で1自治体が、民間事業者に委託して、出産育児に関するオンライン相談を実施しております。

事業の内容は「24時間質問を受け付け24時間以内に回答を送付する」「平日18時から22時、1枠10分の予約制」「月・水・金13時から17時予約なしで助産師とのLINEのメッセージチャットが可能」という内容です。相談に応じるのは民間事業者の医師、看護師、助産師です。

現在、子育て支援課としては、県が実施している各相談や健診等の際、健康科学大学産前産後ケアセンターが行う「24時間、365日妊娠中の不安や産後の体調のこと、子育てに関する様々なことに助産師が対応する」という事業を進めております。

以上であります。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

出産の不安を解消するためのデジタル化提案を導入するか、しないかということを知りたい

るわけです。県内で導入が1カ所だけだということで、現状維持のままでいいというふうに捉えるのには、あまりにも寂しすぎます。

国は各自治体に創意工夫を期待しています。現場の対応は保健師だけですが、医師を加えたデジタル化による身延町独自のトップレベルの試みを要望いたします。

次に、中部横断自動車道の道の駅とインターチェンジについて質問いたします。

中部横断自動車道のインターチェンジおよび道の駅について、令和5年第1回定例会で私が行った一般質問に対する答弁から「町として道の駅不要の明確な結論を出した経緯はない」という執行部に対し、議会では道の駅建設に前向きな要望内容として、産業建設常任委員長の付帯決議を行っています。

このような状況において、執行部は議会に対し、道の駅不要の内容説明を誰が行い、その席で議決がされたのかどうか。また、「道の駅検討委員会を組織した経緯はない」との答弁だが、身延町内のどこの町よりも多い3カ所のインターチェンジは、どのような組織体制で決定され、建設されたのか、以上、身延町の将来に大きく影響している道の駅設置不要の説明および議決について、また中部横断自動車道のインターチェンジの建設背景についての説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

令和3年第4回定例議会におきまして、山下議員の一般質問で答弁しておりますが、本町の場合、地理的要因からも建設が困難であること、また下部温泉早川インターチェンジの隣接には、すでに「道の駅ふるさと工芸館（現在の道の駅みのぶ富士川観光センター）」があり、国での道の駅登録許可についても困難であったかと思われます。

議会への説明につきましては、令和5年第1回定例議会において、山下議員の一般質問で答弁したとおりでございます。

平成18年第1回定例議会で、中部横断自動車道新直轄方式早期建設についての付帯決議につきましては、中部横断自動車道の六郷インターチェンジから富沢インターチェンジ間の28キロメートルが国土交通省の直轄工事区間に決定し、早期実現が可能となりました。町議会といたしまして、早期建設に向け次のように決議すると、5項目ありますけれども、1項目、3項目、4項目、5項目につきましては省略させていただきますが、2項目の六郷インターチェンジから南部インターチェンジ間にランプおよびサービスエリア、道の駅を設置し、利便性向上を図ることとの決議がされました。その区間に、平成29年11月に「道の駅なんぶ」が登録を受けたと答弁をさせていただいております。

「道の駅なんぶ」「道の駅富士川」は、一体型という手法で建設がされ、国道52号の管理者である国において、接続道路および休憩機能の駐車場と情報提供機能の施設を整備し、道の駅の設置者である町が地域振興機能のための施設を整備しております。

次に、インターチェンジの設置についてお答えいたします。

中部横断自動車道建設時において、当初の計画では、仮称身延インターチェンジ（現在の下部温泉・早川インターチェンジ）の設置が決定をしておりました。

町では、県に対し町民が安心して暮らせる道路ネットワークの形成、利便性の向上、物流促進や観光振興が図れることから、インターチェンジの追加設置を要望してまいりました。

県におきましても、災害に強い道路網の確保、災害時の防災拠点間の連携強化、緊急時の緊急輸送路の確保、観光地へのアクセス向上による地域の振興、救急輸送ネットワークの強化、中部横断自動車道上での迅速な事故対応等が図れることから、追加インターチェンジを建設するための連結許可申請を、身延山インターチェンジは平成24年4月に、中富インターチェンジは平成25年5月に山梨県知事から国土交通省関東地方整備局長に行い、国より許可を得て、地域活性化インターチェンジ制度を活用し、山梨県が整備しております。

県に確認いたしましたけれども、追加インターチェンジ設置に対しての特別な組織体制はございませんとのことでした。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

付帯決議の内容を覆す説明を誰が議会で行い、議決がされたのかという質問に対して答弁がされていません。また、インターチェンジ設置という大規模な工事に対し、追加設置の工事内容は議会での議論、議決もなく、執行部が県に要望したが、県と町との情報共有の組織体制もつくらず、県知事が国に対して申請書を提出し、許可を得て設置工事を進めたというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

まず、議会の付帯決議につきましてですけれども、平成18年第1回定例会におきまして付帯決議をされておきまして、そのときの予算に対する付帯の決議事項というような形でされております。付帯決議では審議対象になった事件の議案にあたって、その議決に付随的に付けられる意見・要望の決議で、付帯決議は議決の条件ではなく、事実上の意見表明というふうな形で、他町村の議会でも紹介をさせていただきます。

私どもがそちらの部分につきまして、設置をする、しないというような決断をしているわけではないということの中から、議決案件として議会に提出する案件は、私どもとしてはございません。

それから、県等におきましても、議会の皆さんも一体となって地域の活性化なり、地域安全のために追加インターをとということで望んで、町も要望を重ねる中で、設置者である県が国に協議をして、インターチェンジの設置協議をするものでありますから、町で、そちらの部分について決議をするような形の案件ではないと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

急な再質問に答弁していただきまして、ありがとうございました。

次に、最後に「道の駅」建設について、「直結する道の駅はつくらず、町内の道路に下りて、道の駅に寄って町を周遊するための道の駅を整備する」との町長の考えでありました。

国は高速道路の道の駅を2025年度までに新たなインバウンド観光の拠点とし、バス、自

転車、レンタカーなど多様な交通手段を利用し、隅々まで旅行を喚起させ、観光施設情報をまとめて提供できる周遊の交通拠点としての役割を發揮させるとしています。

さらに大事なことは、大災害時における各地域の防災拠点としての役割を担うと同時に、近県とのネットワーク基地としても道の駅の役割は重要なものと位置付けています。高速道路社会における町への入り口であり、地域活性化の中心的な「場」として、多方面の期待を寄せられている高速道路に直結する道の駅の建設は重要であり、時代の流れから必然と考えるが、再度道の駅の建設について、町の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私からお答えしたいと思います。

令和4年第2回定例会における観光課長および、令和5年第1回定例会で私が答弁しているとおり、本町は、町内の至るところに様々な観光施設を有しておりまして、観光客が通過や一極集中することなく町を周遊するような「道の駅」の整備を考えているところであります。

例えば、例といたしまして、「道の駅しもべ」におきまして、ゆるキャン△とコラボしたオートキャンプ場の整備、また峡南地域でシェアサイクルのサービスをスタートさせ、現在は和紙の里の道の駅登録を目指して整備を進めているところであります。町内外の方々に広く活用していただきまして、安定的な運営と観光拠点を目指したいと思います。

先ほど山下議員から、道の駅第3ステージ、国交省の話がありましたが、今、本町が進めている道の駅の方針も、この方針とずれているということはないと思っております。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

今後も横断道に直結する道の駅はつくらないという明言で捉えさせていただきました。

次に、若者定住促進政策の変更について伺います。

不採算医療の財政措置について、当然、産婦人科、小児科は不採算医療に当たります。国は過疎地域等における医療確保のために設置された病院において、地域の医療水準の向上を図るため、必要な高度または特殊な医療で採算をとることが困難であると認められている者に対し、診療項目別に財政措置が設置されております。

令和5年第1回定例会で私が行った一般質問に対する答弁は、総合計画から産婦人科、小児科削減の原因は「病院の経営等の観点から」というものでありました。

身延町の不採算医療に対する考え方や町内の公立病院が実施している現状の不採算医療に対する国からの財政措置の総額と、その使われ方について説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

不採算医療は、公立病院が担うべきものであると考えておりますが、一方で、病院経営の観点から、できる限り独立採算で運営することも考えていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

国からの財政措置について、お答えいたします。

ご質問の財政措置が、特別交付税を指しているのであれば、確かに病床数など算定基礎となる項目もありますが、これについては、町からの数値を報告する普通交付税の算定過程と違い、一部事務組合や地方公営企業が直接県へ報告した数値を基に計算がなされるため、町には、算出資料が存在しません。

また、特別交付税は、全国の地方自治体の情勢を鑑みて分配される上に、全体額を一括に交付されるため、交付額の根拠や内訳を確認することができません。したがって、金額の把握は困難であります。

普通交付税と同様、特別交付税も一般財源に当たるため、その用途を制限するものではありません。また、地方交付税は、地方公共団体が自主性を損なわずに行政の執行機能を保持していくことを目的として、交付されるものであります。したがって、地方税収等と同様に、町全体の運営資金に充当して然るべき財源であります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

先ほどの、財政課長からの不採算医療にかかる地方税の総額は、算出資料が存在しないため分からない、交付税は地方税と同様、町全体の運営資金に充当すべき財源であるという答弁でした。

この答弁は、不採算医療に関する財政措置への考え方としては、私は間違っていると思います。これは身延町だけに通用する理論であります。

ここに総務省の地方公営企業経営アドバイザー一派遣事業での会議の会議録が残っております。その席には、山梨県の市町村課の職員も同席し、会議録を作ってくれた経緯があります。

総務省から町への、その内部の一部は、こう記載されています。不採算医療に対して、国、総務省のほうから町へ交付金が出ています。この交付金は町のほうへ入りまして、町のほうから病院へ繰出金という形で入っているという仕組みになっております。これは総務省の通達で決まっていて、公立病院は独立採算性の原則が適用される前提として、不採算医療確保に必要な普通特別交付税は、国のほうから町を経由して病院に全額入るのが本来の姿ですという議事録と、さらに山梨県の市町村課の言葉として、身延町と病院との間にある繰出ルールは総務省から提示されている繰出基準との内容は、かけ離れた状態であると締めております。

不採算医療は、町の形を維持する政策医療であるが、その認識の違いが今回の病院とは一度も話し合いを持たずに、町の最上位の総合計画から簡単に産婦人科や小児科の削除ということにつながっていると考えます。

認識を改めて、自ら作った政策医療実現に正面から対応してもらいたい。また、財政措置の総額については、普通特別交付税の関係で身延町に入ってくるものでありますから、町のほうから市町村課のほうに聞いていただき、9月の定例会で再度、総額および使われ方について一般質問をさせていただきます。

次に、全国では産婦人科、小児科の医師が町内にいない不安を和らげる一つの方法として、令和3年からオンラインで産婦人科、小児科医師による無料相談ができる体制づくりがあります。これを実現した村があります。身延町の地域の医療ニーズに応じた政策医療についての考え方の説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

充実した医療体制を整えることは、多くの町民の望みではありますが、本町のような過疎が進行する地域では、病院の経営等の観点から、全てを満足することは難しいという認識でいます。しかしながら、町内の病院では、医療体制を整えるため、県内の病院と連携を図る中で、医師派遣によって診療科を設置していただいています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

医療水準の向上を図るということは、過疎対策の最も重要な政策であります。目的を持った政策医療の実現の在り方は、先ほどの例を挙げるまでもなく、いろいろな形があると考えます。医療の現場と行政との綿密な情報交換の中で、住民のための医療水準の向上を図るということに対し、知恵を絞っていただきたいと思います。

次に、観光立町身延町の観光推進体制について伺います。

観光タクシーの実施状況について、昨年度の観光ボランティアを利用した観光タクシーによるガイド付きツアーの実施状況について、説明をいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

みのお観光ボランティアガイドの会に確認したところ、昨年度の実績はありませんでした。なお、観光タクシーのサービスを実施する場合には、快くご協力をいただける旨の回答をいただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

一昨年、私が議員に成り立ての12月の議会において、身延町民がまず身延町内の観光資源を知ってもらうことが重要であり、その感想を町外に発信することが観光振興につながることから、観光タクシーの導入を提案しました。当時の課長は、町としてもおもてなしの心を持って協力していくという答弁でありました。

今年の予算決算常任委員会においての返答は、事業当事者はタクシー会社であり、町としては関わらないというものでした。

そこで、身延町の観光振興体制について質問ですが、国は地域観光の振興をするための取り組み体制とし、自治体などの行政は誘客戦略実行を担い、民間事業者は観光資源の発掘と活用など、それぞれの役割分担で取り組むことが望ましく、新たな観光プランの提示についても観光会社、宿泊施設、タクシー事業者、ボランティアガイドの会、観光協会、商工会などの多様な主体が連携した実行体制が重要であるとしています。

身延町は、行政として担う役割をどのように考えているのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

まず先ほどの質問で、観光タクシーの件につきまして、町は関係ないと答弁したことはございません。これは民間事業者が実施主体となり、顧客の需要に応じて商品の提供をされるものであります。

町としても事業者に対して働きかけをしてまいります。そういった答弁をさせていただきましたので、再度ご説明させていただきました。

ただいまの質問です。

ご質問のとおり、観光事業には民間の多様な事業者が主体となっておりますので、官民協働の取り組みが重要と考えております。令和4年度に、観光協会、商工会、西嶋和紙工業組合、あけぼの大豆振興協議会、町などで構成する身延町観光協議会が発足しましたが、今後はこの組織を中心として、関係団体が相互の連携と観光施策の方向性を確認し、それぞれの団体がこの地域の実情に即した必要な役割を担って取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

まさしくその答弁のとおり、官民協働の取り組みがなければ、観光プランも形になっていきません。ぜひ、答弁のとおり実行していただきたいと思います。

次に、インバウンドの対応状況について伺います。

地域観光を振興するには、インバウンドなど外部活力の取り組み体制強化は急務であります。インバウンドに対して、地域の統一的、包括的な集客促進事業としての現状と今後の具体的活動について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

観光庁においてはインバウンド対策を強化しており、多種多様な補助事業を行っております。身延町内においても、こうした事業を取り入れる動きもあり、町も積極的に連携して取り組んでおります。

また、令和3年山梨県観光入込客統計調査によると、峡南地域への観光入込客数は県全体の約7.5%にとどまっており、国内旅行需要の伸びしろも十分あることから、国内旅行とインバウンドとのバランスを取りながら誘客対策を講じる必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

国は、多種多様の補助金がある。それに対して、町の具体的な活動内容を聞いています。まだまだ少ないインバウンドの観光客誘致に対して、例えば通訳の育成や獲得、看板の書き換えなど、具体的な取り組みの掲示がありませんでしたが、思い当たるところがあれば、1つだけ挙げていただければありがたいです。インバウンドの体制。これは質問してありませんので、これも注視していきたいと思います。

次に、下部観光協会・身延山観光協会、商工会の役割について伺います。

両観光協会への事業補助金および、商工会への負担金及び交付金として1,874万7千円が当初予算に計上されていますが、昨年度の観光振興に対する両団体の具体的な活動の内容とその効果、また決算状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延山観光協会においては、身延山にかかる各種行事への参画、自主事業の実施、各種団体との観光連携、PR活動等、下部観光協会においては、宿の日の花火大会、ホテル公園など観光資源の維持活動、観光キャンペーンへの参加等、商工会では一般事業として身延どんぶり街道、ゆるキャン△地域活性化事業、西嶋和紙の普及・PR支援事業など商工業の振興事業に加え、あけぼの大豆産地フェアの実施など多くの事業を実施しました。このほかに新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用した事業への協力と併せて、観光再始動に向けた事業を積極的かつ効果的に実施していただいていることを、町では補助金の実績報告書により確認をしております。

なお、いずれもそれぞれの最高決定機関である定期総会、総代会が開催され、令和4年度の事業報告、決算報告について承認されております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

それぞれの事業に対して、関連した決算の執行状況について答弁がなかったように思われます。これにつきましては、先ほどのインバウンドに対する体制も含めまして、次回、一般質問させていただきたいと思います。

次に、身延町地域公共交通活性化協議会について質問いたします。

協議会の開催状況と主な活動内容について、「身延町地域公共交通活性化協議会」の規約によりますと、構成員は身延町の会計管理者、建設課長、町内の事業者、道路管理者、警察署長、商工会会長、老人クラブ連合会会長、そして地域公共交通の利用者となっています。

この利用者代表の選出方法や、また会議は公開で行われ、協議会に関する情報は身延町ホームページで公開されるとありますが、公開状況と協議会の主な活動内容について伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

身延町地域公共交通活性化協議会の委員は、規約の第6条に「協議会は別表1に掲げる委員をもって組織する」とあり、地域公共交通の利用者は3号の委員になります。

利用者代表の選出ですが、公共交通の知識がある方も含め、利用者の中から下部、中富、身延各地区1名を選出し依頼をしております。

公開状況ですが、他の協議会等と同様、議会や各委員会等のように告示行為はしていません。協議会で協議いただき、決議した内容の時刻表の改正や停留所の変更などを町ホームページや広報みのぶでお知らせをしております。

また、協議会の活動内容は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画の作成に関することや計画の実施に関することの協議を行います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

答弁に対する意見は、この質問が終わってからにさせていただきます。

次に、利用者の意見や要望への対応について。

以前、私は一般質問において、身延町の公共交通は、合併前からの状況がそのまま運行されているため、生活状況や利用者のニーズに対応しておらず、公平かつ効率的な公共交通の在り方について指摘してきました。

また、極端な不採算路線の廃止や重複路線の効率的な送迎体制への見直し、土日祝日の運行実施の要望、あるいは日々のクラウドシステムに蓄積されてきた利用者の声の扱いなど、意見は言っても生かされなければ問題であります。利用者の意見や要望は、誰がどのような手順で協議会に提案されているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

利用者のご意見やご要望については、予約センターや事務局である交通防災課においてお聞きしております。ご意見やご要望の中には応えられないものもありますが、対応可能なものは随時対応し、協議が必要と思われるものは、事務局から協議会の中で協議いただくよう提案しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

先日の町民と議員との懇談会において、午前中と午後1便ずつの町営バスの運行では、老人は働けないなど、まったくの基本的な要望が聞かれました。

協議会の設置目的は、住民の生活に必要な地域の実情に即した輸送サービスの実現にあります。住民生活の利便性が図られ、幸せを実感できる公共交通のきめ細かな改善による変化が感じづらいものがあります。

実際に、協議会に上記の各団体の代表者がメンバーとして集まっているのか。また、地域公共交通総合連携計画の作成について、その内容と進捗状況など、公開での過去の開催状況、会議録の公表について、私の質問にはありませんでしたので、改めて答弁を聞きながら、次回、一般質問をさせていただきます。

次に、身延町公共施設等総合管理計画について伺います。

身延町勤労青年センターの荒廃状況には驚かされます。毎年の計画的な管理次第では、大学スポーツ部の夏合宿などの利用促進につながられたのではないかと。また、道の駅しもべでは、ホタルドーム、古民家など荒廃した施設が存置された状況にリニューアルされた施設の併設など、この状況は過去からのPDCAサイクル計画に基づいた施設管理は、適切に行われたとは到底考えられません。状況の説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

日吉生涯学習課生涯スポーツ担当主幹。

○生涯学習課生涯スポーツ担当主幹（日吉康君）

お答えいたします。

ご指摘の身延町勤労青年センターは昭和53年に建設され、45年が経過しております。この施設は体育館、グラウンド、テニスコート等が整備され、地域のスポーツ振興に貢献しておりました。平成22年度から平成27年度までは身延町観光振興協議会が指定管理者として、平成28年度から平成30年度までは株式会社富士川倶楽部が指定管理者として管理を行い、主に富士川でのラフティングツアーの拠点として使用されておりました。

現在は台風による照明塔の一部倒壊をきっかけに、全て照明塔を撤去し、グラウンドは普通財産となっております。身延町公共施設等管理計画に伴う身延町個別施設計画において、勤労青年センターの総合評価はD判定で、老朽施設のため利用状況が減少しており、今後の施設方針は除却集約化となっております。

町といたしましては、この方針に従い、施設の在り方について検討してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

産業課からは、道の駅しもべ「ホタルドーム」「古民家」についてお答えをします。

「ホタルドーム」「古民家」につきましては、これまで必要に応じて修繕、改修、解体を含めて検討してまいりましたが、修繕、改修については多額の費用が見込まれること、ホタルドーム解体については、減価償却期間が終了していないため、補助金の返還が生じること、などの理由により実施することができませんでした。

今後も用途の選定、費用対効果、利用者や指定管理者のご意見も伺いながら、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。

次に施設総量の適正化について、3町合併から約20年。合併に起因する機能重複施設や集約性、効率化を目的とするコンパクトシティー化の観点から、統合および除却廃止処理は早急に取り掛かるべきだと考えます。

対象施設の年間維持費の総額と2019年現在の町の管理下にある公共施設は274施設だが、今後財政負担を減らすための統合、除却による削減計画について伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

個別施設計画対象施設の年間維持費の総額につきましては、令和3年度決算額で約4億3,475万8千円になります。

今後の財政負担を減らすため、統合、除却による公共施設数の削減計画につきましては、公共施設等総合管理計画および各種の個別施設計画における公共施設等の管理に関する基本方針と各施設の方向性によるものとし、利用者や対象地区との丁寧な議論をしながら、公共施設の複合化、集約化、あるいは除却などを実施していくこととなります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

先ほどの答弁、2つの中に出てきます公共施設等総合管理計画および各種の個別施設計画につきましては、今後、注視していきたいと思えます。

町営住宅の戸数の確保について、伺います。

町の管理住宅は全部で15団地あり、そのうち4割の6団地で政策空き家による募集制限が続いております。移住・定住促進の受け皿として、町営住宅の長寿命化対策による住民の安全で良好な住宅環境の確保など、町営住宅の総合的活用方針について考えを伺います。

なお、非常に誠に申し訳ないんですが、千頭和建設課長の非常に知識がたくさんある中で、その修繕の過程につきましては、今回省略して答弁いただけたらありがたいと思えます。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

山下議員のおっしゃるとおり、町内の町営・町有住宅15団地のうち6団地で政策空き家として入居募集を停止しております。

いずれの団地につきましても、昭和30年から40年代および昭和50年に建築された木造の戸建ておよび長屋建ての住宅で、老朽化のため募集停止を行っております。

町営8団地、町有1団地においては、公営住宅等の長寿命化対策による入居者の安全で良好

な住環境を図るために修繕等を行っております。

今後も、公営住宅等の予防保全的な維持管理や修繕等を実施し、適切な更新およびライフサイクルコストの削減を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

対応ありがとうございました。この間の町民と議員との懇談会において、町民の声の中に町営住宅への入居条件が多すぎて入居できない、若者をはじめ誰でも入居できる住宅をつくってほしいという切実な声がありました。

一方、若者の移住・定住の受け皿としての町営住宅が老朽化により4割もの団地が閉鎖されている状況です。

新築計画など町営住宅の意味を十分理解し、住民の要望に十分応えていただけるよう、住宅環境の実現に、ぜひ努めていただきたいと思います。

最後、「稼げる地域づくり」について、提案をさせていただきます。

人口減少による地方税減収の状況の中、地方交付税や補助金などの補填など、財源を外から持ってくる手法だけでは限界に来ていると感じます。

今までの、与えられ配分する事業展開から独自の自立した持続可能な自治体経営への転換は、地域の地域資源を生かして足元から産業と雇用をつくり出し、地域振興を図る稼ぐ自治体をつくっていかれるかが求められています。

そこで、あけぼの大豆の「契約栽培」についての提案をいたします。

新規就農として独自の農業モデル事業に取り組み、高品質、原材料の安定調達の実現可能な農業を実現することで、雇用の創出と地域住民の所得向上を実現し、「自ら稼ぐ自治体」と呼ばれ、注目されている自治体が全国各地にあります。その形態の一つにトップセールス、すなわち町長自らが企業との全量買い取りの契約を締結することにより、「契約栽培」という販路拡大体制があります。

本町のあけぼの大豆が地理的表示（GI）認定を受けたことは、企業が求める品質の保障をするものであり、町外・県外での認知度の高さも含め、企業との契約栽培の交渉は好条件と考えます。

現在、あけぼの大豆の問題点は3点あると考えます。

1点目は、生産者の高齢化の問題。2点目は、生産者による品質のばらつき問題。3点目は生産量の安定調達問題であります。これらの問題点に対し、「契約栽培」は確実に現金化される安定収入の販路であるため、若者の就農が促進されることにより、生産者の高齢化や後継者不足が解消されます。

また、生産量の安定供給に関して、耕作地の拡大や機械化の推進を促し、耕作放棄地と人手不足が解消されると思います。すでに実施されている栽培技術向上研修会の頻回の開催により、土壌改善など大豆の質の標準化管理は、当然、同時にしていかなければなりません。

神戸市などにいくつかの株式会社が設立して、積極的に地域での仕事や事業に取り組んでいる「稼ぐ自治体」があります。身延町においても、株式会社「あけぼの農園」が設立されています。現在の「産地収穫フェア」や農協、道の駅、スーパーでの販路に加え、企業と全量買い

取りの契約による契約栽培の販路拡大をトップセールスによる実現について、町の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

町は、あけぼの大豆振興協議会の一員として、地理的表示保護制度への登録時に規定した事項を遵守し、生産管理の徹底を心掛け、生産量、販路拡大を進めることが重要であると考えております。

ご質問の、現在の「産地収穫フェア」や農協、道の駅、スーパーでの販路に加え、企業と全量買い取りの売買契約による「契約栽培」の販路拡大をトップセールスにより実現することについてですが、現在のところ町としては栽培面積、栽培量の増加、品質の保持に努めながら、各種イベントや物産展、デパートなどを通じ販路の拡大を進めてまいりたいと考えております。現状では「契約栽培」を進める予定はありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

私はこの全国の先進事例を見ながら、身延町の望月町長の企画力、突破力があれば、私はひょっとしたらこの計画に乗ってきていただけるのではないかと期待しておりましたが、契約栽培を進める予定はないというふうに、非常にあっさりした答弁でした。

市町村民経済計算という調査資料があります。これは市町村の一定期間、通年1年の経済活動の成果を表わしたもので、5年ごとに行われる調査です。その資料の中に市町村内総生産額というデータがあります。町内では、生産された財貨・サービスの売上高（産出額）から原材料・光熱費などの経費を控除した金額です。国でいうならば、国民総生産GDPに当たるものです。

2019年時に確認したデータですが、身延町の総生産額は63億6,364万6千円とあります。これは県内の27市町村のうち24位、峡南地域においても最も少ない数字となっています。この市町村内総生産額の数値は、今の町の問題とこれからの必要な政策を明確に提示しているものと考えます。

今後、持続可能な自治体は稼げる地域をつくるとともに、自治体自らが稼ぐという、自らの地域力を高める手法が不可欠だと考えます。地域力を高め、地域活性化につながる町内総生産額を上げるには、販路拡大が必要不可欠です。そのためには、現在の販路の更なる充実と、すでに全国で実証済みの契約栽培など、あらゆる角度から全国の先進的な販売を参考にして販路拡大に取り組んでいただき、町長の企画力、突破力に期待し、独自の自立した持続可能な自治体経営実現を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

すみません、質問が終わったところで。ありがとうございました。ご期待をいただいて。

先ほどの契約栽培、実は、産業課長は「現状では」という言葉を前に付けています。というのは、今、種子を確保することも結構努力してしまっていて、町内の中での栽培で、その種子の確保が大変な状態なんです。ですから、今後、町内の中での栽培が軌道に乗ってきて、なおかつ余裕が出てきた場合には、今言った企業とのタイアップというのも考えていく必要があると思っています。まだ今の時点では、その段階ではないということで、ご了承いただければと思っています。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

望月町長の考え、これから期待したいと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告4番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は、大きく3点について質問をしたいと思います。

まず1点目、補聴器購入費用の助成制度をとということで質問をします。

現在、日本では65歳以上で、6割近い高齢者が加齢性難聴になると言われています。難聴になると、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、日常生活の質を落とすばかりか、最近では認知症や、うつ病の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、情報量が少なくなって脳の機能が低下することが要因の一つと考えられています。

これを改善するのが補聴器ですが、日本補聴器工業会の調査では、欧米、特にイギリスでは47.6%の補聴器使用率に対し、わが国の使用率は14.4%という状況です。日本における補聴器価格が片耳当たり約15万円から30万円と高額であること、購入費用が全額自己負担であることがその原因です。

身体障がい者である高度重度難聴の場合は、補装具支給制度により負担が軽減され、中等度の場合は購入後に医療費控除を受けられます。しかし、その対象者はわずかです。

欧米では補聴器購入への助成制度があり、わが国でも補聴器購入への助成制度を創設する自治体が増えてきました。全国的には、18歳以上を対象にした補聴器購入費助成制度を実施している自治体は、現在143です。山梨県内でも山梨市が今年度から実施をしています。高齢

になっても生活の質を落とさず、心身ともすこやかに過ごすために、また問題になっている認知症予防、健康寿命を延ばすためにも、補聴器購入への助成制度の実施が望まれますが、町としてどう考えますか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

補聴器購入費用一部助成制度は、峡東地方の自治体、山梨市で令和5年度から県内で初めて実施していることは承知しております。

本町には年間数件の問い合わせがありますが、助成制度創設となりますと、長期的な財政的支出を考えなければなりません。県内自治体が始めたばかりの事業で、実施していく中で課題等も出てくると思いますので、実施自治体の検証結果等を把握していくとともに、近隣自治体の動向にも注視し、町民の方々からの要望も聞きながら、財政的にも助成が可能かどうかなどを含めて、研究・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今、お答えにもあったんですけども、山梨県では今年から山梨市が初めて創設したことなんですけども、全国的にはもう143自治体で実施している制度です。その実施の状況もいろいろで、18歳以上の方とか、それから65歳以上とか、それから助成金額の限度額も1万円から13万7千円までと。それから補聴器相談員とか、認定補聴器技能者の関わりをどういうふうに持っていくかとかという要件が、いろいろな143自治体の中にはあると思うんですね。

私が必要だなと思ったのは、やっぱり耳がなかなか聞こえづらいとコミュニケーションがうまく取れなかったり、会話の中に入れなかったりということで、どんどん自分の殻に閉じこもってしまうような人が、私の近くにもいたり、同年齢になるとだんだん、やっぱりちょっと声が、会話するのに声が大きくなったりという人たちがだんだん増えているなと思って、なかなか補聴器は高いものですから、買えないというような状況があったり、それから補聴器を買ってもなかなか、ピーピーって駄目だということで、しまってしまったりということで、うまく利用できていないというのがあるんですけども、やっぱり今、問題になっている認知症とか、そういう原因にもなるということなので、それから健康寿命を延ばすためにも、やっぱり先進的に今までやってきた事例も検証しながら、私は早急にこの補聴器費用の助成をしていただきたいと思っています。それは要望して、この質問は、1番はこれで終わります。

2番なんですけれども、ヘルシースパサンロードしもべの湯の料金についてということで、開設以来、障がいを持っている方から、いろんな施設に行っても障がい者は割引されたり、それから無料になったりしているのに、せっかく新しく、しもべの湯というのができて、やっぱりちょっと高いということで、なかなか行きづらいんだけど、割引とか、無料とか、そういうものがないんだけど、それをぜひ要望してくれという声がありました。

そのあと、社協のほうから要望書も出していただいたということで、身体障がい者等に対す

る下部健康増進施設利用料の減免等に関する要望書というのを社協の会長名ということで、4月12日に出していただいて、回答を待っているというような状況で、もう施設、始まって結構なわけですけれども、昨日の町長の行政報告でもオープンから多くの方々に利用されて好評をいただいているという発言がありました。

この中身については、あとから同僚議員のほうからいろいろ質問があるということなので、私はこの障がい者の減免に関することだけ質問をしたいと思っています。

私も行ったところ、やっぱりご夫婦で楽しみに毎日来ているというような方たちが何組もいたので、やっぱり皆さん期待を持っているんだなというのは感じています。

やっぱり障がい者でいろんなところでタダになったり、割引になったりするのに、どうしてこのヘルシースパサンロードでは、こういう制度がないのかということで質問をしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

令和5年4月12日付けで、身延町身体障がい者福祉会の事務局である身延町社会福祉協議会から、「身体障がい者等に対する下部健康増進施設利用料の減免等に関する要望書」が町に提出されました。内容は、下部温泉会館は閉館したが、今まで利用することができた無料回数券の交付など町営温泉施設無料回数券交付事業による取り扱い同様の措置を身体障がい者においても講じることを要望したものです。

町では関係課と協議した結果、要望書に添うような内容で、今定例会に、3款1項7目の細目1障害福祉事務費と細目2障害福祉事業費に係る予算を計上させていただきました。令和5年度の町営温泉施設無料回数券交付事業では、門野の湯としもべの湯の共通券を5枚配布することにしていきますので、身体障害者手帳1級から3級の町民の方にも、しもべの湯の無料回数券5枚を交付するというものです。

ただし、町営温泉施設無料回数券交付事業でのしもべの湯は、ジムは利用できませんが、身体障害者手帳1級から3級の方には、ジムも利用できることとしております。

今年度は、対象者の方に、関係資料を郵送し周知しますが、次年度からはホームページおよび広報で周知していく予定でいます。無料回数券を希望する方は、申請書を提出していただく必要がありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、付き添いが必要な方は、付き添いの方同伴でご利用をお願いします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今まで全然なかったものが5枚ということで、5枚でも助かるという方もいらっしゃいましたけれども、でもやっぱりいろんなところで障害者の手帳を出せば無料で入れたり、利用できたりするということを考えると、やはり5枚は少ないかなと思います。

確認なんですけれども、門野の湯は障がい者は今までどおり無料ということで、それを確認したいんですけど、それはそれでいいですか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

門野の湯は、身体障害者1級から3級の方は免除というふうに私は認識しております。今までどおりと同じです。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

門野の湯は今までどおり、それを見ればタダで入ると。ここのしもべの湯は、基本的に高いということで、こういうふうにされたんでしょうけども、やっぱり障がいを持っている方たちが外に出るとということも考えると、やっぱり無料券は5枚で、あと割引の券とか、障がい者はちょっと割引くよみたいなのがあると助かるのではないかなと思うんですけども、再質問は、私、通告していなかったので、割引とかそういうものについて、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

通告にはありませんが、お答えさせていただきます。

先ほど言ったように5枚、高齢者と同じように配付しようということと、入湯税はすでに免除されています。通常の方は750円、町外は1,080円、差額330円は全て町が負担をするということの中でやっています。

障がい者にしても、高齢者にしても回数券を使ってもらおうということで、まずは、オープンしたばかりですから、そういう状態でスタートをさせていただいて、施設も利益を上げなければならぬ、町もいつまでもたくさん、投資すればいいというものではないように思うんですね。このバランスを、今年1年を見ながら、町民の皆さんに対してどこまでの支援が可能なのか、そういうことも含めながら今年度については、今回、予算も補正予算であげておりますので、ご理解をいただきながら審議をしていただければと思っています。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

では、とりあえず今年やってみて、それで来年以降は、どうなるかというか、前向きに考えていただけるということで理解していいのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

もちろん、身体障がい者福祉会からのご意見をいただいた上での要望として無料券を出しているんですが、また今年やった事業についてはご意見を伺いながら、ただ過度の要望はなかなか、「はい、分かりました」とも言いませんけど、お互いに歩み寄りながら考えていきたいと思っています。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

ぜひ、検討していただきたいということで要望をしていきたいと思います。

それから、これまであった温泉の無料券は、共通の無料券10枚ということで、今まであったんですけれども、これが今後、今年以降どういふふうになるのかということで。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

後期高齢者医療制度の被保険者対象の町営温泉施設無料回数券交付事業のこととしてお答えします。

令和4年度までは、門野の湯と温泉会館の共通の無料回数券10枚（2千円分）を配布してきました。

今年度は、しもべの湯の温浴施設の入浴料金が町内在住者1回600円であることから、しもべの湯と門野の湯の共通無料回数券5枚を配布することとしております。

なお、しもべの湯の本来の入浴料金は930円ですので、無料回数券600円分は福祉保健課で負担し、差額の330円分については、生涯学習課で負担いたします。

配布方法と利用できる期間は、今までと同じです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

町民にとったら、どこの課でいくら負担するというのは関係なくて、私たち町民がどのくらい負担するのかわかると思うんですね。今まで共通券10枚だったんですけれども、それが5回に、共通券だから5回に、しもべの湯が高いということで、5枚になってしまったということだと思うんですね。だけど、今まで門野の湯、しもべの湯と門野の湯って、やっぱり行く人たちの年齢層とか、やっぱり別というか、分かれているんじゃないかなと思うんですね。門野の湯も結構リピーターがいて、令和5年の4月、5月の利用状況というのを見させてもらったんですけれども、結構な人が利用しているんですね。月に平均して1日30人で、障がい者が1日2人、それから後期高齢者の人が2人ということで、あとは町外の人とか、町内の人でもリピーターとかということで、平均したら1日30人利用しているということで、かなりの方々が利用していると思うんですね。

その門野の湯の、今まで10枚いただいていたものが5枚になったというのは、共通券だからそういうふうになってしまったんじゃないかなと思うんですけど、どっちも行けるということでね。ただ、やっぱり門野の湯が、やっぱりああいうふうになんか静かなところで、ゆったり入りたいという方、今までそういうふうにしてきた方にとったら、今まで10枚、後期高齢者にはいただいていたものが5枚になってしまうというのは、後退になってしまうと思うんですね。そういう意味で、利用券、共通券なんだけれども、門野の湯を利用するには1回につき、1つはんこを押すごとに2回にするとか、やっぱり今までの10枚というのを、利用する人は利用

していたので、後退しないような工夫は、私、必要なんではないかなと思っているんですけど、これもすみません、町長、そういう努力を、私、する必要があるんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

枚数的には半分になってしまうということで、回数は減ってしまう、そこについては、今年1年、回させていただいて、場合によれば、では門野の湯の10枚を選ぶのか、こっちの共通券の5枚を選ぶのか、そのようなことも検討させてください。両方入れて10枚というと、町のほうの負担が数倍に上がってまいりますので、これはなかなか難しいということです。ですから、どちらかの選択肢を持ってもらうようなことも検討したいと思っています。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

前向きな答弁なんですけど、私は、そうするとどちらか選ばなくてはいけなくなってしまうから、両方行けるんだけど、例えば5回で、門野の湯を利用するときにはそれが1回、1つが2回になる。門野の湯だったら2回になる。しもべの湯だったら1回になるというようなやり方で、どっちも、たまには行きたいという人も中にはいるんじゃないかなと。そういうことを考えると、どっちかという、それも町のほうでも大変だし、住民の方もあっちに行きたかったのになみたいになってしまうとあれだから、両方、5枚、5回使えるよ、だけど門野の湯に行ったら2回、1回分が2回だよということにすれば、どっちにも行けるし、そっちのほうがいいのかなということを考えましたけど、どうでしょう。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

おっしゃったことは、よく分かりました。ただ、高齢者については、もともと配布というのは今までも継続してやっていたので、もうすでに配布する券を、今年は印刷をかけてしまっています。ですから、その2回分、1枚で2回というのは今の券だと不可能なので、またこれも検討させてください。今年はとりあえず、もうすでに5枚配布する分としては準備が進行しております。ですから、今回はこれでやらせてもらって、また来年、今、渡辺議員がおっしゃったように、何か券の工夫で、その券で2回入れるというような、門野の湯へ行けばですね。ただ、こちらは1回1枚というようなイメージだと思うので、おっしゃっていることはよく分かりました。また、担当課とも検討させていただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

やっぱり高齢者は、いつまで行けるか分からないというのがあるので、来年と言わずに、やっぱり検討して早急に方向性を出していただいたほうがいいかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから3点目、門野の湯とヘルシースパサンロードしもべの湯の温泉施設への交通手段と

ということで、1つ目が門野の湯は今まで送迎バスがあつて、コロナで中止をされてきてしまったという経過があります。今後、どうするのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

門野の湯への送迎バスは、社会福祉協議会に委託してきましたが、コロナ感染対策のため令和2年度から中止しています。中止している間に、専属で送迎バスを運転していた職員が定年退職となりましたので、人材確保の点で大きな課題があります。

今後は、人材確保のことを含めて、過去の利用者の状況や費用などを勘案し、町民の方々からの要望も聞きながら、委託先や関係機関と検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。それは早急に検討をしていただきたいと思います。

それと、ヘルシースパサンロードしもべの湯を多くの方に利用していただくには、駅の近くということはあるんですけど、乗る駅までが遠いとか、やっぱり身延線が通っていないとかというところにも、町民の皆さん、住んでいるわけですから、そういう方たちが利用しやすいような工夫ということを考えなくてはいけないのではないかなと思いますけれども、町としてはどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

日吉生涯学習課生涯スポーツ担当主幹。

○生涯学習課生涯スポーツ担当主幹（日吉康君）

お答えいたします。

現在、ヘルシースパサンロードしもべの湯に来館していただく交通手段としては、自家用車やバイク、JR身延線やタクシー等の公共機関と町の公共交通となります。

送迎バスにつきましては、事業者が集客対策の手段として、運行するものと考えております。事業者が運行する場合は、協力できることを検討してまいります。

町としましては、大勢の町民の方が既存の公共交通を利用して、温泉施設に来ることができるようにするため、今までJR下部温泉駅に乗り入れてなかった既存の公共交通路線も乗り入れができるよう、利便性を高める検討をしてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。ただ、送迎バスについては、事業者が集客対策の手段として運行するというのは分かるけど、町も年間2千万円ですか、やっぱり多くの町民の方に利用していただきたいということで、税金の中から払って、いつでも元気で幸せに暮らせる健康づくりということでテーマにして造ったものですから、町も、こういうふう努力はして、利便性を高める検討を

していただけるというのはありがたいんですけども、ただ、その交通手段に行き着くまでが大変という人が地域的にはいっぱいいる中で、もうちょっと考えないといけないのではないかなと思うんですね。

先ほどの門野の湯もそうなんだけど、門野の湯にデマンドで通ってきている人がいるという話も聞いたんですね。後期高齢者は行けばタダで行けるのかも分からないけれども、300円の300円の600円かかるんですね。交通費だけで。そういうことを考えると、門野の湯にも、しもべの湯にも行けるような交通機関というか、もちろん買い物もできるような、何かそういうことを考えないと、本当に利用したい人が利用できなくなるような感じになってしまうのではないかなというふうに、だんだん高齢者も多くなって、運転できる人も少なくなってしまっていますから、終点が門野の湯ではなくて、巡回できるような交通手段を考えないと、せっかくのこういう施設がもったいないことになってしまうのではないかなと思いますけども、そういう検討というのを町ではされていますか。すみません、町長、通告を出さないで。

○議長（上田孝二君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

ご指摘、ありがとうございます。

渡辺議員のご指摘も、要望に応えるために必要なことだろうとは思いますが、先ほど町長から、あるいは答弁にもありましたけれど、開業したばかりですからどうしても実態をやはり把握させていただいて、少しの猶予を持ちながら適切な対応をしていくということはとても大事なことだろうと。税金を使うということでございますので、そのへんはやはり責任を持って、私たちのほうでも、どのようにすることが一番よいか、実態を把握する中で検討してまいりたいと思っています。

もう1つは、答弁にあったように、事業者がやはりやるべきことと、町が協力体制でやっていくことというのは、やはり区分けをしっかりとする必要が大事だろうと思っておりますので、事業者ともいろんな角度から検討する事項がございますので、この件につきましても、事業者ともよく、町のほうでも、教育委員会のほうでも検討して対応してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。まだ始まったばかりで、これからどういうふうにご利用状況になるのかというのが分からない状況なので、ちょっと様子を見ながら、町民の皆さんが本当に利用しやすく、2千万円、毎年出してもよかったよと思えるような、そんな施設になって、門野の湯も門野の湯で、こういうのんびりしたお風呂が使えてよかったと思えるような、多くの町民の皆さんにそうになっていただけるような方策を、みんなで考えていきたいと思っています。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

続いて一般質問を行いますけど、準備のため、しばらくお待ちください。

再開します。

次は通告5番、佐野知世君の一般質問を行います。

佐野知世君の質問を許します。

登壇してください。

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

通告により、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目ですが、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画についてでございます。

1番目に、本年3月30日に県下全ての市町村と山梨県で新たに策定された山梨県環境負荷低減事業活動の概要を説明していただきたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」は令和4年5月公布、同年7月に施行された「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業の活動の促進に関する法律」（「みどりの食料システム法」）に基づき策定されたもので、本県における環境と調和した農林水産業の実現を目指すもので、「化学肥料由来の窒素使用量、化学合成肥料の使用成分や回数」「有機農業取組面積」「環境に配慮した農産物作付けの取組面積」などについて、令和8年度を目標年度として農業者が取り組む計画です。

主な活動内容としましては、「化学肥料および化学合成農薬の使用削減と土づくり」としまして、有機資材使用による土づくり。化学肥料由来の窒素量等の低減。化学合成農薬の使用回数の低減。

それから「有機農業の推進」としまして、有機農業の生産拡大に向けた取り組み。有機農畜産物の需要拡大に向けた取り組み。

それから「温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動」として、省エネルギー技術の導入。稲作や畜産由来のメタン削減技術の導入など。

それから「別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動」として、4パミールイニシアティブの取り組みといった項目が掲載されております。冒頭で申し上げたとおり、環境と調和した農林水産業の実現を目指すというものでございます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

この取り組みというのは、エコで、とても環境に良い事業だと思いますけれども、この町の農業従事者への周知の方法等は、どのように行われるのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

この計画につきましては、町ホームページに掲載し、全町民に周知しております。この計画自体策定されて間もないものですので、今後の状況により、必要があれば周知の方法等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

この計画の中の環境保全型農業の推進につきましては、化学肥料由来の窒素使用量、化学合成農薬の使用回数を令和3年度を基準とし、令和8年度までに10%の削減を目指すと思いますが、考えている具体的な方策を教えてくださいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

この計画につきましては、農業者がおのこの取り組みを想定しておりまして、現在のところ町が農業者に働きかける予定はございませんが、今後の状況によりまして、例えば栽培指導等JA山梨みらいと話し合いの上、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

それとバイオ炭についてですが、圃場で剪定枝や刈草を燃やしてバイオ炭を作造することになりますが、消防法の規制内の範囲というものは、どのぐらいになるのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

農地で剪定した枝や刈草のみを自らの管理する土地で燃焼することについては、特に届け出の必要はありませんが、多量になる場合は、事前に消防署に相談する必要があります。また、煙等についても交通の妨げや近隣の方の迷惑にならないよう、配慮が必要です。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物の焼却は禁止されておりますが、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は除外されております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

バイオ炭を作ることに関しては、大丈夫だということで理解をいたします。

それと、バイオ炭に関して、先ほど産業課長が申されました4パーミルイニシアティブという運動がございますが、これは世界的な運動でございますけど、4パーミルイニシアティブとは、世界の土壌の表層の炭素量を年間0.4%増加させることで、人間の経済活動によって

発生する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考えに基づく、国際的な取り組みであります。

山梨県の4パーミルイニシアティブの取り組みとしては、剪定枝を炭にして畑にまくことで二酸化炭素の発生を抑え、微生物などによる分解がされにくくなるということで、この計画を推し進めております。

また、4パーミルイニシアティブの取り組みにより生産された農産物を脱炭素社会の実現に貢献した農産物として認証する制度を、山梨県では全国に先駆けて、2021年5月より制定しております。認証された農産物はブランド化を進め、出荷された農産物や、それを使用した飲食物、または飲食店などにはロゴマークを使用し、農産物や加工品を加工しているところでございます。

わが身延町においても、ぜひこの機会にこの計画を取り入れ、推奨していただき、あけぼの大豆のブランドGIマークとともに4パーミルイニシアティブのマークを貼り、販売促進のPRにさせていただきたいと考えております。

遠くであれなんですけど、こういうロゴマークがございまして、これを山梨県では推奨しているということでございます。

次に、2番目に鳥獣被害防止計画について、質問させていただきます。

はじめに、身延町鳥獣被害防止計画につきましては、本年度に新たに計画されましたが、被害の軽減目標の基準をどのように定めているかをお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

ご質問の「被害の軽減目標の基準」でございますが、目標につきましては、被害の10%減としておりまして、設定の基準につきましては、県が定めております目標「10%以上」というのを批准しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

また、捕獲の檻については申請許可が必要ですが、設置についての規制もあると思います。その具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

捕獲檻につきましては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟適正化に関する法律」、それから「山梨県有害鳥獣捕獲実施要領」に基づき、指導を行っておりますが、捕獲檻は大きく「箱罠」と「囲い罠」に分類されておまして、「箱罠」は狩猟免許が必要で、猟期以外の捕獲については「適正管理捕獲の許可」または「有害鳥獣捕獲許可」が必要になります。

「囲い罠」につきましては、農林業被害の軽減の観点から「農林業者に係る適用除外」とさ

れておりまして、狩猟期間内に捕獲場所の規制等の規定に従い設置する場合については、狩猟免許取得および登録を受ける必要はありません。しかし、捕獲後の処理を考えますと、狩猟免許を持っている人と打ち合わせの上、設置するようお願いをしております。

設置場所につきましては、「民家から離れていること」「人が近づかない場所」等に設置するようにお願いをしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

2種類の捕獲檻とも、狩猟免許のある人の関与が必要であり、一般人が単独で任意に取り扱うことはできないということを確認いたしました。

次の質問ですけれども、有害獣の侵入防止柵の補助事業は、本年も継続していると思いますが、補助率はどのぐらいなものでしょうか。

また、維持管理については、集落の責任において行われますが、故障や費用のかかる修理については、町のほうで補助をしていただけるのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

有害鳥獣防除用施設設置補助金についてお答えします。

この補助金は、身延町内に存する農地へ設置する有害鳥獣防除用施設の購入にかかるもので、補助率は80%、「防護ネット、ワイヤーメッシュ、電柵等設置に必要な資材」などが補助対象となります。

なお、「中山間地域総合整備事業、鳥獣侵入防止施設整備」が行われた集落内においては、補助率は50%になります。補助限度額は「5年間で累計30万円」で、1件2万円以上が対象となります。

維持管理につきましては、個人の責任となり、修理に関して限度額の範囲内であれば補助対象となります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

修理についても補助がいただけるということで、聞いて安心をいたしました。

次に、有害獣の捕獲については、町内の猟友会に委託をしておりますが、猟友会員につきましては高齢化が進み、狩猟者も減少傾向にあると認識しております。その対策は、町ではどのように考えておりますでしょうか。

また、捕獲罠についても、狩猟免許が必要ですが、罠を専門としている狩猟者については、どのぐらいの登録者がいて、捕獲数はどのぐらいでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

まず、「猟友会会員の高齢化、狩猟者の減少」に対する対策ですが、町は猟友会に対しまして「狩猟免許登録手数料助成事業」として、猟友会へ所属している狩猟者に対し、1人1,800円の補助を行っております。

それから「罾を専門としている事業者の人数、捕獲頭数」とのご質問ですが、令和5年度の免許所持者は身延分会16名、中富分会17名、下部分会19名、合計で52名となります。捕獲頭数につきましては、令和4年度実績で、イノシシが85頭、ニホンジカが774頭、ニホンザルが241頭となっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

説明の捕獲頭数は、銃と罾を合わせた数字だと思いますが、合計では1,100頭もの駆除がされているのには、ちょっと驚きでございまして、もちろん町からの補助金は交付されていると思いますが、猟友会の方には感謝をしたいと思います。

質問3に移らせていただきます。下部温泉街の空き家旅館、商店についての見解をお尋ねしたいと思います。

1番、下部温泉には、現在、まったく無人の空き家旅館・ホテルが5軒、商店が2軒あり、ほかにそこに住んではいるが、休業または廃業した旅館、商店が何軒もあります。

全盛期には、35軒あった旅館も今は3分の1に減ってしまっております。この問題については、区や観光協会でも議題に挙がり、防犯、防災、活性化の面で話し合いは持たれたものの、これといった打開策が出てこないのが現状であります。債権者も何年もほったらかしの状態でもあります。このことについて、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

ご質問いただいた下部温泉郷の現状について、個人または債権者が権利を有する物件について、町が干渉することはできませんので、個人の責任において処理していただくこととなります。

下部温泉郷の観光地としての再生、景観づくりに取り組む場合については、下部区、観光協会、事業者等が同一の方向性をもった長期的なビジョンを描き、地域が一丸となって主体的に取り組む必要があります。まずは地域においてご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

話し合いをしているにはしているんですけども、なかなか良い打開策が出てこないのが現状でございまして、町のほうとしても、固定資産税の面から見ると、町にも関わりがあるわけ

で、下部温泉の活性化を考える上で、ぜひ町当局にも一緒に関わっていただければと思っております。

次に、今、温泉街には、よその温泉地には大概あるお土産屋さん、食堂、喫茶店などがなくなってしまう、人通りも少なく寂しいのが現状であります。これを何とかしたく、補助金等を受けながら付加価値を持った店舗を復活させ、少しずつ賑わいのある温泉街にしたいと考えております。こちらについても、町の助言をいただきたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

観光地の景観整備、高付加価値化等の補助事業については、観光庁、国土交通省の所管事業が考えられます。こうした事業を活用する場合、地域の関係者による活性化委員会、観光協会等の地域団体や民間事業者が実施主体となり、事業者には相応の事業費負担が必要となりますので、導入にあたっては地域において慎重に検討した上で取り組む必要があると考えております。

事業申請の際は町の同意等が必要となりますので、ご相談いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

現在、観光課で扱っている宿泊施設の高付加価値補助事業や商工会で行っている創業支援事業費補助事業があることは、承知をしております。一番関係の深い下部の観光協会等で一緒に検討して、一歩ずつでも下部温泉の活性化を図っていきたいと考えます。

また、これは質問ではないんですけれども、スポーツ健康増進施設しもべの湯についてもオープンより1カ月経過したわけではありますが、これについてもそろそろ、いろいろな良い点、悪い点等の評価が聞かれる中、観光協会を中心とした会議を持ち、共生の方向を見出すべく、必要とあらば要望、または質問をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

これもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時09分

○議長（上田孝二君）

休憩時間より少し早いですけど、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次は通告6番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通告に従いまして質問いたします。5項目について伺います。

まず、1つ目なんですけれども、身延町の人口減少対策について伺います。

まず、山梨県の推計人口ですが、令和5年1月1日現在で80万400人、昨年同月比でマイナス3,845人、毎年減り続けています。自然減が増加し続け、6,108人、社会増減は令和3年から増加に転じ、2,263人の増加となっています。

一方、身延町の人口ですが、令和5年1月1日現在、県の資料ですけれども、9,876人、対前年1万204人でマイナス328人、増減率は3.21で27市町村中26位です。世帯数39世帯減、24位。要因別では出生18人、死亡290人、増減率2.67で27位です。社会増減では転入256人、転出312人で増減率24位です。

人口が増えている市町村は8市町村、世帯数では17市町村が増加しています。転入が転出を上回っている市町村は13市町村あります。

4月の新聞紙面で都道府県の人口・増減率が載っていましたが、東京都以外は全て減少。前年比増減率は秋田県が最低の1.59です。山梨県は0.43で11位。先ほど言いましたが、身延町は3.21です。これについて質問をいたします。

町の人口減少は恐ろしい勢いで加速しています。国では、異次元の少子化対策を実施すると言っていますが、この町の現状をどう捉えているのか。

今後、身延町をどのように導こうとしているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町の人口は、昭和22年、国勢調査の結果4万91人をピークに現在まで一貫して減少が続いております。

毎年10月1日を基準日として集計している山梨県常住人口調査結果報告書の平成27年度以降の本町の社会増減の推移を見ますと、平成30年度のマイナス204人が最も減少が大きく、以降は転入者転出者ともに減少の傾向にあり、令和4年度はマイナス73人で、社会増減は減少傾向にあります。これは県外への転出者の減少と県外からの転入者の増加が見られたもので、本町と県外との社会増減は令和4年度の集計結果ではプラス34人で、今後の動きに注視する必要がありますが、社会増減の均衡に向けた取り組みは前進が見られるものと思われま

す。自然増減につきましては、令和2年、国勢調査の年齢3区分別人口構成を見ますと14歳以下の年少人口が665人で6.24%、15歳から64歳の生産年齢人口が4,898人で45.93%、65歳以上の老年人口が5,065人で47.50%と、少子化と高齢化がともに進行しております。年齢3区分の人口推移は、3区分ともに減少しており、他の多くの自治体よりも一歩進行した段階にあります。また、老年人口が47.5%の超高齢社会であることから、出生数と死亡数の差を減少し、自然増減を改善していくことは、容易ではない状況だと考えております。

人口減少は、全国的な規模で進行し、大きな課題となっており、人口減少がそのまま続けば将来的には、経済規模の縮小や生活水準の低下につながるものが懸念されております。

人口減少対策につきましては、まち・ひと・しごと創生法の下、国をはじめ、総合戦略を策定して取り組みを推進しております。本町におきましても、町民アンケートの結果から町民の希望を踏まえて策定した身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにより人口の将来展望を示し、本町の特性を活かした施策と目標を定めた身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し取り組みを推進しており、特に若者の定着定住を図る取り組みとして、日本一の子育て支援施策を展開しております。

今後も総合戦略の策定・推進・検証にあたりましては、町民と議員等の皆さまで組織しております総合戦略推進委員会を柱に取り組みを推進してまいります。

なお、今年度は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の策定を受け、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略にデジタル技術の活用を追加する改訂を行い、身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し、引き続き取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

令和5年第1回定例会におきまして、町長の施政方針では、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組み、特に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標を着実に達成できるよう、遂行可能なアクションプランを計画した予算編成を行ったと話されています。

人口減少に歯止めをかける主要な事業として、午前中にも人口減少対策、企業立地、あるいは町営住宅の質問がありましたけれども、私も企業誘致、そして子育て世帯の住宅建設などが今、必要だと思っています。土地の確保、住宅建設、町外から入居者がいなかったら、あるいは住まなかったら、そんなリスクを考えて怖がっていたら何も進展しません。対策の進行スピードと内容の決断、ぜひ優先順位をつけて進めていただきたい、このことについて伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

人口減少対策の主要な施策は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付け、企業誘致や子育て世帯の住宅建設は、雇用の確保や少子化対策・子育て支援等を図る重要な施策の一つとして、その取り組みを進めております。

企業誘致に向けた用地の確保につきましては、本町は土地の約80%を山林が占めており、企業の立地に適した平坦地は貴重で、優良な農地としての利用も行われております。企業が求める多種多様な条件等のニーズは幅広く、先行して用地の場所、面積を確保することは難しいと考えております。

今後も県と連携した助成制度のPRや用地に関する資料等の提供により誘致を推進してまいりたいと考えております。

なお、中富インターチェンジ付近の中部横断自動車道高架橋下の区域につきましては、下田原区から企業誘致の提案があり、特に推進する区域として情報発信を行っており、問い合わせに

対応した経過がございます。

また、未利用となっている町有地につきましても、民間の有効活用に向け情報提供を行っております。

子育て世代の住宅建設につきましては、候補地の選定・区画案の作成等、建設に向けた検討を進めているところであります。

ご質問の優先順位につきましてですが、総合戦略の取り組みはアクションプランにおいて具体的な取り組み内容を年度単位で示しており、施策によっては、実施に向けた検討から進めているもの、計画期間中に実施を開始するもの、または第1期総合戦略から継続して実施しているものなど、進捗状況には幅がありますが、それぞれ重要な施策として一体的に進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

私は、ここに立たせていただいて質問するのが7回目になります。この町に対して一番危惧しているのは、人口がどんどん減少していることです。したがって、毎回この問題に関係する質問をしています。総合戦略の進め方、推進状況、PDCAについて、耕作放棄地の再生、地域活性化、人口減少対策、雇用状況等々ですが、答弁については、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成し、取り組みを推進するなど、いろいろなお話をいただきますけれども、総合戦略については強力に推進をしていただきたい。何回も優先順位を決めてというお願いもしていますけれども、項目を見ると、たぶん80何項目あると思うんです。その中で、全体に進めることで人口減少、みんな関わりはあるんですけども、どの手を打てば一番効果的なのかということを考えて、また言いますけれども、優先順位をつけて進める必要があると思っています。

総合戦略を推進する、強力に推進してください。先ほど課長は、人口減少がそのまま続けば、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下につながるものが懸念されているとおっしゃいました。こういった危機感を持って、他の市町村と同じことをやっても負け組になってしまいます。リスクを恐れず、スピードと決断をお願いいたします。

次の質問に移ります。第2期身延町教育振興プランについて伺います。

令和5年第1回定例会において、教育長の教育方針の中で、第2期教育振興プランに基づき、「明日を担う子どもたちを育成するため、新しい時代に求められる課題に対応しながら、教育行政の運営に努めていく」とおっしゃいました。第2期教育振興プランの計画期間は、平成31年4月から令和6年3月までの5年間になっています。「明日の「ふるさと みのぶ」を担う人づくり」、これを基本理念として掲げ、基本方針は6項目の大テーマを挙げ、項目ごとに詳細な取り組み内容があります。このことについて質問します。

計画期間は令和6年3月までとなっております。残りわずかな期間となっております。第2期の活動スタートから4年経過していますけれども、この4年間の計画の進捗管理、進め方および成果について伺います。

○議長（上田孝二君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

教育振興プランの進捗管理の進め方と成果についてですが、教育振興プランの基本方針への取り組みにおいて、学校教育環境の整備や内容の充実、生涯学習・生涯スポーツ等で推進すべき項目が掲げられております。

この項目に取り組み、進行させていくわけですが、教育振興プランは、第2次身延町総合計画と整合性を図っていることから、基本方針に掲げる各項目につきましては、「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」の中で、実施状況を振り返り、成果や課題を整理し、その結果を町のホームページで公表しております。「教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」を通じて、翌年度以降の取り組みに反映させながら、実効性のあるプランの推進に努めております。

この4年間の取り組みの成果の例としましては、学校教育環境の整備としまして、一人一台タブレット端末の整備と家庭持ち帰りによる環境充実のため、クラウド型のソフト導入やICT教育の一層の推進を図るため、ICT支援員の配置を行い、教員のICT活用能力の向上にもつなげております。また、教育研修センター事業では、教職員対象のICT活用研修会の実施、小学校5・6年生のプログラミング教室の開催等も行い成果をあげております。また、懸案であった身延小学校のグラウンド整備も完成し、生涯スポーツの活動にも大きく役立っております。

学校教育内容につきましては、町単教諭等の配置事業を進め人材確保に努めております。また、中学生のイングリッシュキャンプを東京のグローバルゲートウェイで実施し、外国語教育の最先端事業を展開しております。

保護者負担の軽減策にも取り組みました。入学支度金の増額、修学旅行費の全額補助、英検等の検定料の全額助成などを行ってまいりました。公費につきましては他町にはない、保護者負担の徹底した軽減策が図られております。

生涯学習におきましては、令和元年度に長年の懸案事項であった総合文化会館の音響設備のデジタル化を実施いたしました。和紙の里内にあった、なかとみ現代工芸美術館に関する条例変更を令和3年に行い、誰でもいつでも気軽に活用できるスペースとして、ふれあい会館、通称みすきふれあい館として新たにスタートいたしました。地元の芸術家等の絵画展を中心に多目的に使用できる施設へと生まれ変わっております。生涯にわたる健康づくりの一役を担うべく、スポーツジム等を兼ね備えた複合日帰り温泉施設（身延町スポーツ健康増進施設）を整備し、この4月28日にオープンしたところでございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

教育方針の中に、安全・安心な学校づくりの推進があります。各小・中学校のセキュリティーについて、町民の方から問い合わせをいただきました。学校の戸締り管理ですけれども、正面玄関は鍵がかかっていましたが、児童・生徒の出入り口は自由に出入りできる。どういうことなんだろうかとの内容でした。児童・生徒のグラウンドへの出入りをどう管理するのか、正面玄関に鍵をかけても別の場所から侵入できるのであれば意味がないように思います。防犯対

策として、定期的に警察のパトカーによる巡回などが必要と感じました。いろんな手を打っておく必要を感じます。学校への防犯に対する指導・指示についてどのような内容になっているのか、現状について伺います。

○議長（上田孝二君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

学校の戸締り管理についてですが、小学校は、正面玄関、児童の出入り口は基本、施錠されており、学校に用事のある方は、インターホンにより、来校を伝え、中から開錠してもらい入校することになります。中学校は、正面玄関の一部や東西にある生徒用の出入り口は、平日の授業中、鍵はかけてなく、生徒が体育館、グラウンドへ行く際に出入りできる状況としています。現在の中学校は建物の構造上、出入り口が何か所かあり、生徒の人数も多く、グラウンドや体育館の利用頻度も多いために対応となっています。

なお、新身延中は、下山小と同様に学校を囲むフェンスが設置され、出入り口は施錠付きの扉のある箇所限定されます。

警察のパトカーによる巡回ですが、不審者情報等があった場合には、南部署に依頼をしまして、登下校時を中心にパトカーによる巡回を行っていただいております。また、町の青色パトロールカーが、平日は下校時になる午後3時以降に毎日巡回し、防犯対策にあたっております。各学校には防犯カメラが複数設置されておまして、令和元年度に身延小に8台、身延清陵小に6台、身延中学校に6台を設置し、常時、死角のない配置によって職員室からもモニターでき、不審者には十分に注意を払える状況となっております。

なお、下山小学校は、現校舎建築時に4台を設置済みとなっております。現状、対応可能な防犯対策は行っているところでございます。

学校では、危機管理マニュアルを作成することになっており、この中に不審者対応のマニュアルも整備されています。毎年度、学校の状況や前年度の取り組み状況等を踏まえまして見直しを行い、現状に即したマニュアルを整備することとしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございました。お話にありました、教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書ですが、ホームページで公表されていますが、なかなか探すのに苦労をします。局長に聞いて分かりましたけれども、せっかく公表しているので、町民の皆さんにも見やすい方法があればと思いました。

各項目、内容ごとに事業概要、成果、課題が分析されておまして、60ページほどにまとめられている素晴らしい内容だと思いました。

また、各学校に危機管理マニュアルが整備されて定期的に見直しも行われているとのこと、ちなみに不審者の対応訓練などもしていただいて、その見直しの中に入れていただければというふうには思いました。

もう1点、お願いですけれども、ICT教育の現場を見学することはできませんでしょうか。

生徒の皆さんがタブレットを使えること自体が楽しいのではないかと思いますし、画像や動画などを使って視覚や聴覚に訴える情報によって、楽しみながら学習しているのではないかと、その様子が非常に目に浮かぶようなんですけれども、様子を一度見てみたいと思いましたので、できれば検討していただければと思います。

次の質問に移ります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の実施状況について、伺います。

令和5年4月1日から施行された身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部が改正、施行されました。家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例で、特に気になる点があります。事業所等の設備の安全点検、職員の研修、訓練など安全に関する事項の安全計画を策定し、それに従い必要な措置を講じなければならない。また、利用乳幼児の移動送迎を目的とした自動車については、乳幼児の見落としを防止する装置を備え、乳幼児の所在の確認を行わなければならないとあります。

放課後児童健全育成事業でも、事業所ごとに設備の安全点検および日常生活における安全に関する事項について安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないとしています。このことについて質問をいたします。

各事業所において、安全計画の提出状況と、その内容の問題点の有無および、あった場合の修正対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

まず、保育園ですが、公立保育所におきましては、令和4年12月15日付け、厚労省子ども家庭局保育課発出の事務連絡「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について」に示された計画例に基づいた策定を行っているところであります。

また、県担当部署による保育施設等の指導監査において監査対象資料とされ、評価を受けておりますので、現在の計画については問題がないものと考えております。

ご質問の修正対応についてですが、安全計画に未然に事故を防止する対応とともに再発防止策の徹底を項目として設けております。

万が一、事故が発生した場合には、各保育所において、在籍園児の保護者、子育て支援課のほか県および町の関係部署に速やかに報告できる体制ができておりますので、現在の体制を活かした対応をとっていきます。

児童館および学童施設ですが、同様に国からの事務連絡において、令和6年3月31日をめどに策定するものとしておりますので、今年度中に策定いたします。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

以前、この安全計画はどこで承認するんですかと質問したことがあります。子育て支援課だと説明を受けました。公立保育園からは計画が全て提出され、承認されたと理解をいたしました。現在の計画については、問題がないものと考えておりますとのことですが、できれば問題

がないものとはではなくて問題ないと自信を持って言っていただきたい。これは子どもの命に関わることなので非常に心配をしています。

昨今、送迎車での見落とし事故、また遊具などでの死亡事故など報道されています。安全計画の中で、確実に実施できる体制・事故発生となる兆しの見落としがない内容になっているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

現在の安全計画ですが、各施設における重点点検箇所のチェック、事故防止や災害時対応マニュアル策定の有無等多岐にわたる項目を確認できる内容となっております。

また、この計画に沿って、職員相互の安全確認を周知しているところであります。

特に送迎車の児童見落とし防止につきましては、令和5年3月議会において議決の補正予算にて車内置き去り防止システムを購入させていただきチェックシートを作成の上、運用しており、併せて職員の意識徹底を図っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

最後に追加質問をします。先ほど、公立保育園におきましてはどの内容で説明をいただきましたけれども、私立保育園についても同様ということなのでしょうか。

もう1点、児童館および学童施設については、令和6年3月31日をめどに策定するものとしておりますので、今年度中に作成いたしますと、こういうことですがけれども、子どもたちの命に関わる内容だと思っておりますので、この今年度中というのを早めるはできませんでしょうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

まず、民間保育園についてですが、先ほど答弁いたしました、国からの通知を送付、確認いただいております。また、県担当部署による保育施設等の指導監査において、監査対象資料となることも公立保育所と同様であります。

児童館および学童施設の安全計画については、繰り返しの答弁となりますが、年度内の策定に向けて、鋭意進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

承知いたしました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、峡南シェアサイクル事業の電動アシスト付き自転車の利用状況について伺います。

峡南地域5町シェアサイクル事業「BURARI FUJIKAWA」が令和5年3月22日からスタートをいたしました。町内の観光地巡りに多くの観光客の皆さんに活用していただき、身延町への理解を深めていただきたいと思います。

設置後、長期連休にも入り、各設置場所での利用状況・利用数、このへんはどうなっているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

3月22日のオープニングから直近の集計結果であります4月30日現在の利用状況が直近の集計データとなりますが、利用件数は峡南地区全体で延べ40件でした。このうち、身延駅前しょうにん通り駐車場が13件と最も多く利用されております。

なお、4月28日にオープンした「しもべの湯」につきましては、今回の集計には含まれておりません。

今後はイベント、キャンペーンなどを組み合わせて、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

峡南地域全体で40件、少ないように思うんですけども、少なくないのでしょうか。身延駅前通りですが、駅からかなり離れて、隠れたような場所にあるものですから、それもすごく気になって、この質問に入ったんですけども、そこが一番多くて13件と。峡南地域全体で、まったく使われていない場所もあるのではないかと思います。このシェアサイクル事業、設置に対して反響・ご意見などというものは集まったり、何か来ているものはありますか、伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

オープニングから現在のところ、利用者からのご意見はお聞きしておりません。この事業は県と峡南5町による「峡南ネクスト共創会議」での取り組みとなりますので、今後の運用についてはこの会議において定期的に利用状況等の検証を行い、必要に応じて利用者の声を反映させていくこととなります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

設置場所の使用方法の標示について伺います。

いくつか見て歩いたんですけれども、小さな説明看板があるだけで非常に分かりづらい。また、町民の皆さんに設置したことを聞いてみたんですけれども、10人のうち7人は知りませんでした。観光客の皆さんなら、なおさらだと思います。町民の皆さん等に対してアピールが不足しているように感じましたので、どのようなアピールをしているのか伺います。

また、使用の申し込み方法、これも非常に難しく対応できない方もいるのではないかと感じています。今後、利用しやすくする考え等はありませんでしょうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

本町においては、観光公式Instagramへの紹介や、みのワンTwitter等において、シェアサイクルの概要やキャンペーンのお知らせなどを周知しております。今後も各種媒体によって周知してまいりたいと考えております。

また、利用方法などシステムの運用につきましては、「峡南ネクスト共創会議」において提起し、議論していただくこととなります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

峡南5町ネクスト共創会議の事業ですけれども、これは町でもお金を出しております。せっかく設置したので、もっと活用しないと非常にもったいない。今回の雨なんかではかなりかかってしまっているでしょうし、そのうち錆びてしまうのではないかと心配にもなります。

あと、もう1点、気になる点がありまして、あれって、持って行かれてしまうのではないかとちょっと心配しているんですけれども、そんなことはないのでしょうか。

そんなこととか、使用方法とともに共創会議で議論していただきたいと思います。お願いいたします。

続きまして、最後の質問に移ります。各地区で行われていた区長会の開催について伺います。

例年、年度に入り、旧町の3地区で初区長会が開催されていましたが、令和2年度から新型コロナウイルスの感染予防のため、資料配布のみとなっていました。令和5年度の区長会も新型コロナウイルスの分類が2類から5類へ移行される前でしたので、資料の送付のみでした。

区長からいろいろ資料配布の説明を聞いている中、またそれらの連絡事項の中で、今後は区長会は開催しないという話を聞きました。コロナ禍で感染予防のため、区長会の開催を控えて書類送付のみとすることは理解できますけれども、今後も資料送付のみで区長を集めての会議は行わない、このことについて、そのように決めた経緯と理由をお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

初区長会は、4月に開催することとしておりますが、本年度は、感染法上の5類移行前であつ

たため中止の判断を行いました。

来年度以降につきましては、区長会を行わないとしたことはなく、今後來年度以降の開催について、各区長さんのご意見を伺うアンケートなどを実施し、その結果を見て判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

話の中で区長会は実施しないと聞いたんですけれども、今後アンケートで意見を聞くとのことですが、毎年、同じ区長さんになるわけでもなく、区長さんは毎年代わっているわけですから、開催してコミュニケーションを図る、意見を聞く、区長としての自覚にもつながるのではないかと思いますので、ぜひとも開催していただきたい、お願いをいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

ここで準備のため、しばらくお待ちください。

再開します。

次は通告7番、伊藤雄波君の一般質問を行います。

伊藤雄波君の質問をお許します。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

通告に従い、一般質問を行います。

2点、行いたいと思います。身延スポーツ健康増進施設について、もう1つはしだれ桜の里づくり事業についての質問を行いたいと思います。

まず、健康増進施設について伺いますが、昨日から町長の行政報告で大体のことは全てお話をさせていただきました。答弁のほうがそれで済んでしまうような発言でしたので、今回は確認のために行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4月28日（金曜日）よりオープンしました健康増進施設ですが、先月の15日の全員協議会の席でも町長から大型連休と重なったこともあり、すごく盛況であったとのコメントをいただいていた。始まってまだ1カ月足らずですが、参考にはならないかもしれませんが、もちろん。しかし、スタートダッシュとしてはどうだったんだろうかと気になったところであります。そこで質問を行います。

身延スポーツ健康増進施設のオープンからこれまでの期間で利用者数、また始まったばかりですが、サンロード側からの手応え等お聞きしていただけますらお答えください。

○議長（上田孝二君）

日吉生涯学習課生涯スポーツ担当主幹。

○生涯学習課生涯スポーツ担当主幹（日吉康君）

それでは、お答えいたします。

4月28日にJR下部温泉駅北側にオープンいたしました、ヘルシースパサンロードしもべ

の湯につきまして、ここまでの入館者につきましては、オープンから5月末までの集計でお答えいたします。

入館者総数は延べ9,924人でありました。このうち、入浴のみの利用者が9,167人、ジムを利用した方が579人、レストラン・リラクゼーションのみの利用者が178人です。町内・町外の利用者の割合については、入浴のみの場合、町内利用者が約20%、ジム利用者については町内利用者が約70%となっております。

また、この入館者について、しもべの湯の職員に聞き取りを行いました。オープン直後のゴールデンウィークは非常に入館者が多く、従業員も慣れていなかったことから、多忙を極めたとのことでした。連休後も考えていた以上の入館者があり、入館者数は順調に推移しております。

今後も入館者および売上増加に向け、町も協力しながら、努力してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

今の答弁を聞きまして、今回、再質問になりますが、町とサンロード側で当初計画していた1カ月当たりの予定者数、売り上げはちょっと、予定者数が出れば大体の売り上げというのは出るんでしょうけれども、予定者数に達していたかどうか、お答えいただけますか。

○議長（上田孝二君）

日吉生涯学習課生涯スポーツ担当主幹。

○生涯学習課生涯スポーツ担当主幹（日吉康君）

お答えいたします。

月単位ではありませんが、指定管理者であります、株式会社ヘルシーSPAサンロード身延湯の杜の試算では、オープン初年度につきましては、約10万人の入館者を見込んでおり、現在おおむね予定どおりの入館者数となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

入館者数は順調に推移しているとの答弁であります。まずは安心したというふうに思いましたが、やはり先ほどの具体的な利用者数の数字を見たら、町民利用というのがやはり少ないことにちょっとびっくりしました。20%は、やはり少ないんじゃないのかなというのは、びっくりしました。

さて、温泉施設のことを素晴らしいと、すごく褒めてくれる人もいます。また、細かく、いろいろな細かいことだろうけれども、問題点を指摘する人、様々です。私も感じたこと、気が付いたこともありますが、町民の声に耳を傾けないといけない、そういうふうな意見もありました。そこで質問です。

サンロードとの打ち合わせは行っていると思いますが、しかし、アンケート用紙の配布等は行っていないようですが、改善点や修正点など、何か報告できればお答えください。

○議長（上田孝二君）

日吉生涯学習課生涯スポーツ担当主幹。

○生涯学習課生涯スポーツ担当主幹（日吉康君）

お答えいたします。

ヘルシースパサンロードしもべの湯の事業者とは、運営・維持管理会議を毎月実施することとしており、5月22日に第1回目の会議を開催いたしました。

会議の中では、来館者にいただいたご意見等を、事業者と町で共有し、今後の運営につなげることを確認しております。主なご意見としては、従業員に対するもので、研修を重ねながらスキルアップを目指していくこととしております。

なお、アンケートにつきましては近いうちに実施し、よりよい施設となるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

再質問ですけれども、答弁の中に、会議の中では、来館者にいただいたご意見ということをおっしゃっていましたが、ここの意見というのは、具体的にはどんな内容があったのか、教えていただけますか。

○議長（上田孝二君）

日吉生涯学習課生涯スポーツ担当主幹。

○生涯学習課生涯スポーツ担当主幹（日吉康君）

お答えいたします。

第1回運営・維持管理会議の中で話し合われた内容について、お答えさせていただきます。

まず、施設で一部携帯電話会社、a uですが、電波が受信できないという声がありました。こちらにつきましては、近日中に工事を行い、解消する予定となっております。

次に、サウナの温度が高いため、湿度がないという意見がありました。こちらにつきましては、オートロウリュウが機能していない不具合があり、そちらは対応しまして、また設定時間を1時間から30分に1回へ変更をさせていただきました。

次に、特にゴールデンウィーク中のことではありますが、レストランパセリにおけるオーダーミスや提供時間、接客についてご意見がありました。こちらにつきましては、円滑に運営できるよう従業員の方へ指導をいたしました。

次に、特に町外者の方からであります。利用料金が安いという意見がありました。こちらにつきましては、大里の施設との比較、あと入湯税分を別ということで、そう思われているという意見がありましたので、今後、調査・検討が必要と考えております。

次に、スポーツジムを見学してから利用を決めたいが、施設を利用しないと見学できないという意見がありまして、こちらにつきましては、ロッカーキーを渡してしまいますと施設を利用できてしまうため、社内に対応を検討するということになりました。

以上が、第1回運営・維持管理会議の中で話し合われた内容となります。今後も施設利用者が快適に利用できるよう、来館者からの意見に迅速に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

いろいろ細かい要望はあると思います。私のところに届いた意見もありますので、ちょっとお話しさせていただきます。

トレーニングジムの壁に使い方、具体的な説明など、もうちょっと大きい、器具の横に貼るだけではなく、トレーニングジムの壁に大きい、使い方と具体的な説明の絵をかけてほしいという要望がありました。

また、インストラクターの人が少ないので、適当に利用している人やアドバイスをほしいと待っているんだけど、まだ来ないという意見もありました。なかなかスタッフが来ていないという要望もありました。

あと、地元の人なんだけれども、ちょこっと来てジムだけしたい、30分空いたから来てちょっとトレーニングしたい、そんな人も利用できる工夫は何かできないものだろうかという意見もありました。

確かにジムを使うときには、もう入湯税をいただいて、お風呂まで利用するという、今、設定になっていますが、やはり1時間、30分ぐらいの利用で、駆け足でやりたいというお客さまもいるということを理解しました。

私は、平日の昼に食事に行ったんですけども、満席で、外の台に名前を書いて順番待ちで待っていてくださいみたいくらい混んでいました。でもそのとき、ちょっと私は待っている時間が取れなかったので帰ったんですけど、その横にある温泉施設の中の席は、結構空席があったんですね。そういったお客さんに対して、またその空席のあるところを利用できないものか、そういったことが売上増加のためにも一つ工夫してほしいなということを感じました。

おそらく連休だとか、大型連休もですけど、これからお盆だとか、秋の観光シーズンになると、そういうケースが出てくるので、そのへんもちょっと工夫してみたらどうかと思います。

入湯税の質問に入る前に、私も何度か、もう6回、7回、行くんですけども、なるだけ町民の方の意見を聞いたりしています。また、向こうも、お客さんのほうも議会で、こういうふうな仕事をしているということで、こんなことを思うんだけどというふうな意見を言う人も多くいます。なるだけ見覚えのある方には、意見を聞くようにはしています。やはりその中で一番多かったのが、やはり高額との評価が非常に高かったことは、いつも言われます。なかなかこういうお話は言わないんですけども、執行部のほうに届いているか、届いていないかは分かりません。でも、私のところにはやはり高額との意見がありました。

その話をする中で、せめて入湯税はどうかならないのかなとか、またその入湯税の150円をポケットに入れて行かなければならない、これも本当に面倒だということを使う人もいました。会員になってカードを持っていればいいだけにはならないのかという意見もありました。私の、受付の横でも、町民の方が入湯税は何、取るのみたいな意見を言う人もいらっしゃいました。

そこで近隣の市町村はどうだろうと。入湯税を徴収しているところ、していないところ、また入湯税込みの料金設定の形にしているところ、それぞれでした。そこで質問をいたします。

私も何度か利用していますが、やはり町内利用者に入湯税無料化というものは検討できないものか、伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

中山税務課長。

○税務課長（中山耕史君）

お答えします。

ご質問の内容上、入湯税に関わる部分ですので、私のほうから答弁させていただきます。

まず入湯税については、皆さんご存じのとおり地方税法に基づきまして、身延町税条例第3章 目的税 第1節を根拠としまして、課税しております。

また、入湯税の減免に関しては、第142条の第1項第1号から第5号に、おそらく無料と言っているのは減免のことだと思いますけれども、減免要件が記載されているところでございます。

ご質問いただきました入湯税の減免ということにつきましては、入湯税は原則目的税であり、環境衛生施設や観光振興などの関係に要する経費に用途が限られており、町にとっても重要な財源のため、現時点での新たな減免の適用は考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

今の答弁で、現時点での新たな減免の適用は考えておりませんとの答弁でしたが、現時点からこそ考えるべきものだと、私は思っています。課長にそうきっぱりと考えておりませんと言われると身もふたもない感じがありますが、私なりに少し調査したこともあるのでお話しします。

甲府市の市税条例第163条の中に、地域住民の福祉の向上を図るため、市等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設で市長が指定するものにおける浴場に入湯する者のうち、市内に住所を有すれば免除というふうなことに甲府市条例では変更したそうです。

身延町は、先ほど税務課長が考えておりませんときっぱり言われましたが、142条の入湯税、これももちろん、私も調べて、12歳未満、共同浴場、学校教育上の見地から行われる行事、身延町の町営施設の入浴に対する者、身延町に住所を有する者、いずれかに該当するもの、生活保護、身体障害者、一人親世帯、18歳未満の子、満70歳以上の者。これが減免されるというふうな形では書いてあります。でも、5番の項目には、やはりその他町長において特に必要があると認めるもの、これが町民であっていいのではないのかなというふうに、私なりに解釈するものであります。この項目で、町内の住民に、住所のある者を認めていただくものであればいいのかなと、検討していただけないだろうかというふうな意向でいます。

先日、税務課にお邪魔して、町税の入湯税はどのくらい町としてあるのかをお聞きしたところ、1年間のトータルで約2千万円ほど、入湯税が町税として収入があるということを伺いました。これも、もちろん重要な財源だと理解しています。

しかし、そのうちの町民が利用した入湯税を私なりに調べてみました。入湯税特別徴収義務者というのが身延町にありまして、18の施設で税金を納めている対象があるんですけども、1年間のトータルで、特に多かったのが門野の湯、これは年間で36万9千円。うち町民の割合、これは計算が定かではないんですけども、そこで利用した人に聞くと、80%ぐらいが町民ではないのかなという、これも定かでは、70%かもしれないかという、基本的には年間

約29万円くらいが、町民が入湯税として支払いをしていると。

今回、温泉会館、去年までありましたが、そこが98万8千円。うち町民の割合は16%。約15万円くらいが町内の人が使われて、入湯税としてあります。

また、町内のホテル、旅館、ほとんど日帰りは行っておらず、わずか3施設でしたが、合わせて町民の利用というのは、その3施設で約18万円くらいではないだろうか。トータルで60万円。2千万円の入湯税のうちの60万円くらいが、町民が支払った入湯税の金額だと思います。もちろん60万円でも、重要な財源ではありますが、これまでの、今までのその2千万円近い、県内外のお客さんからの入湯税で、これからもきっちり、温泉施設の増進施設できっちりいただくような形は取っていただけたいと思います。

町民も、また町内でその施設、そういったものもこの減免につながれば活気が生まれ、身延町の活性化に、また町民も喜んでいただけるものと確信しています。活気ある町民にできるような感じがします。ぜひ検討していただきたいと思います。

町長は、この施設のコンセプトは、まずは町民のための健康増進に役立てたいと。最優先事項として、とにかく町民に積極的に利用してもらいたいと。施設が地域活性化の呼び水にしたい、そういうふうにして5月17日の山日新聞に町長の取材メモが記載されていました。私もそのとおりだと思います。町民の減免を検討していただくことは、大きな呼び水になると、私は確信しています。その呼び水になるものというのは、そこが一番ではないのかなと思いました。考えてみてください。

あと、税のことでちょっと意見を言わせていただいています、通告していないので答弁は結構です。

ちょうど税務課案件かどうか分かりませんが、県外の方で町に固定資産税を納めている方が多くいらっしゃると思いますが、多くかどうか分かんないかな、その固定資産税を納めている方から、温泉利用は町民扱いにならないでしょうかとの問い合わせがありました。これもまた検討の案件にしていただきたいと思います。こんな形で質問を移ります。

町内運行の巡回バスの利用は、高齢者・障がい者・学生など、運転免許を持たない町民のために必要ではないでしょうか。

2時間に1本の巡回が必要だと思いますが、これは先ほど同僚議員が、同じ質問になってしまいますので、答弁のほうは結構です。

ヘルシースパサンロードしもべの湯に行くための公共交通機関、JR線、タクシー、町営バス、古関循環線、飯富本栖湖線、みのぶ乗合タクシー等、電車、公共交通機関の組み合わせを細かく分かりやすく、時間表、料金表などが説明してある、そういった専門の冊子、これは門野の湯であり、町内を、公共交通機関を有して、くまなく冊子が作れば素晴らしいなど。そういったものが今後、必要になってくるのであろうなというふうには思っています。

非常に高齢者は、なかなか乗り合わせ、どういうふうなルートで、公共機関はあるといっても、こういうふうにして、ここでこうやってという、そういう分かりやすい説明の専門紙をぜひ検討してみたいと思います。

次の質問です。

人も車もすごく多くなってきたと思います。ゴールデンウィークの真ただ中で、僕は行きましたけれども、かなりの渋滞、橋のところから渋滞、そこで歩行者がいると、上から来る車も下から来るから車も中に入れないような状況に、やはりなってしまいます。そこで気になる

のが事故です。事故が起こってからでは遅いと思います。その前に何か手を打ちたいものです。特にJRの踏切ですが、どうしても二車線は必要だと感じました。以前から町ではJR側をお願いはしていると思いますが、今回、身延スポーツ健康増進施設ができたことで状況が一変しました。

何度でも町と、またサンロード側も、また地域住民、ともに要請しないとならないと思います。いかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

下部踏切の拡幅についてですけれども、旧下部町時代からの懸案事項でございます。

健康増進施設建設時の令和2年1月にJR東海と協議をいたしました。駅の物理的要因から困難との回答をいただいております。

身延町スポーツ健康増進施設が竣工し、人の流れも変化していることから、踏切の拡幅につきまして、道路管理者である山梨県にJR側とも協議していただけるよう要望をしているところでございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

課長、再質問ですが、答弁の中で物理的要因から困難とありましたが、その物理的要因というのをご説明ください。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

現在の駅のホームの長さですけれども、80メートルあります。2両編成や3両編成の通常の編成では問題はないが、イベント等で、下部温泉駅には4両編成の特別列車が停車することがあります。その際、80メートルのホームや列車用の信号機もギリギリの位置に今現在あって収まるような状況で、踏切の拡幅をすることによって、駅のホームを削ることはできないとの回答でした。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

よく富士川特急へ乗って静岡に行く機会があつて行くんですが、3両編成の特急なんですが、かなり裏のほう、20メートルくらいの余裕はいつもあるなど思いながら見ていました。この間、こんなこともあつて、3両編成がどうだろうかと思ったら、結構うしろのほう、うしろのところまできっちり行くかどうかは分からないけども、4両編成でも十分、停められるんではないのかなというふうに、私は思えたんです。余裕があつたんです。そういったことから、再

度、そういうことも踏まえて検討してみていただきたいと思います。

連休での車や人の多さは、非常にうれしい悲鳴ではありますが、とにかく事故が懸念されます。起きてからでは本当に遅いです。このことを念を押して、身延スポーツ健康増進施設の質問は終わります。

続いて、しだれ桜の里づくり事業についての質問に移りたいと思います。

平成28年度から富士川クラフトパーク内において整備を進めている「しだれ桜の里づくり事業」について、質問します。

今年、満開となる時期にクラフトパークを訪れたところ、しだれ桜が十分な見頃とはいかないまでも、とてもきれいな環境で、花見をするにも満足のいくものでした。しだれ桜は育成が難しいと聞いておりました。しかし、そういうものが不安でしたが、それを払拭するだけの、現在は逆に期待感に変わってくるような今の現状です。

幹も、枝もまだまだ細いんですけども、大木の迫力はないにしても、それがまた非常に、空と花と、そういった空間と、これがまた可憐で、非常に私は好きな今の時期でした。育成中である、この時期においても十分お客さんが楽しんでいただける観光スポットになりつつあると感じております。

そこで、集客に向けた町の考え方を伺います。今後の集客に向けて、いつごろ大々的にお披露目を予定していますか。また、すでに集客できる状況にあると考えますが、花を見ていただくだけではなく、身延町で経営するキッチンカーやお店、売店の設置など、現状、でき得るサービスもあろうかと考えますが、町としての見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

子どもの夢を叶えるプロジェクトの第1弾として、平成28年度から実施している「しだれ桜の里づくり事業」につきましては、日本一の「しだれ桜の里」を目指し、クラフトパーク内に約5,300本を植栽するとともに、身延町しだれ桜の里づくり事業苗木配布要綱により苗木配布を行い、身延山周辺を含めて身延町全域を「しだれ桜の里」とすることを目指して実施しております。

ご指摘のとおり、木々の成長に伴い開花時期には見て楽しんでいただけるスポットになりつつあり、しだれ桜の観賞目的に来訪される方も増えてきました。

将来的には集客イベントの実施を検討いたしますが、当面は観桜期の集客に向けた対応とサービスについて、富士川クラフトパークと連携して検討いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

とにかく、あの景観は今も目をつぶれば、その景観が焼き付いています。専門家の職人に伺うと、花の量というのは、現在、私が見たこの量が来年にはその倍の量に花は増えるというふうに、倍々というふうな形で、今の花が増えていくよというふうな助言もいただきました。そうやって考えると、とにかく早くスタートしたほうがいいなと、もったいないな、何か手を打

ちたいなというふうに私は実感しました。

次の質問です。臨時駐車場として活用を予定している、早川沿いの中部横断自動車道の残土処理場について、国土交通省との交渉は進んでいますか。

また、工事の進捗はどのような状況でしょうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

中部横断自動車道粟倉建設発生土搬入場の工事につきましては、現在、早川護岸の約9割、排水路整備の約6割と、盛り土搬入の約5割が終了しております。

盛り土完了後の土地利用につきましては、国と県で協議を進めております。

町も、富士川クラフトパークの混雑時の臨時駐車場として利用できるように国や県に要望をしているところでございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

要望をしているということで、前にもこういう機会に、国交省のほうに要望していますという形で答弁を聞いたことがあるんですけど、現実には5割ということであるならば、なかなか進んでいかないのかなというふうには思います。

桜の見どころに間に合うとはなんか思えない状況ですが、しだれ桜は今年もまたおそらく評判になっていたので、来年はかなりの人が来て混み合うことになると思います。苦情が来る前に代替案を考えておく必要があると思います。

次の質問です。最後の質問になりますが、木々の成長に伴い、年々華やかさを増していくと同時に、将来的に桜が混み合い干渉するのではないかと心配されますが、今後の管理についての町の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

植栽計画にあたり、植栽間隔を狭めた効果として、枝分かれが生じにくく、幹の先端が太陽光を求めて上方に伸びていくため、樹高が高くなりやすくなります。また、斜面においては、植栽密度が高いほど地盤の安全率が高くなり、崩壊防止機能が発揮されるとともに、林冠閉鎖が早くなることで雑草の繁茂と土壌の乾燥が抑制されるため、除草と灌水が軽減される管理上のメリットを考慮いたしました。

10年単位の長期スパンにおいては、管理方法の見直しを検討する時期があろうかと考えられますが、その時点での最良の対応をとる必要があると考えております。

なお、10年間の補償期間が経過したのちにあっても、クラウドファンディングによりご協賛いただいた方々が、しだれ桜の里づくりの協力者として名を残せるような配慮は必要と考えております。

当面は現状のまま木々の生長を促進する方針です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

一度、とにかく見たお客さま、次、翌年リピーターとして必ず戻ってきます。私はそう信じています。おそらく多くの宿泊施設や関係者も、この景観は大いに宣伝効果をもって企画立案をし、今から町外の観光客を誘致するための材料に使ってスタートしていったらいいなど。身延町の商工会、あるいは観光協会、それぞれが、このしだれ桜の里づくりの事業に対して、どういうふうに自分たちが動き、スピードを持って発信できるかというのを今後大きく期待を持っている次第です。楽しみにしています。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（上田孝二君）

以上で、伊藤雄波君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後3時40分とします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時38分

○議長（上田孝二君）

時間よりも若干早いわけですけど、休憩前に引き続き一般質問を再開したいと思います。

次は通告8番、深山光信君の一般質問を行います。

深山光信君の質問を許します。

登壇してください。

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

通告に従って一般質問をいたします。

1つ目の質問は、飯富病院の現状について伺います。

ここにいる皆さん、誰しものがいつかは死にます。今、死ぬ場所というと、自宅ではなくて病院で死ぬことが多いかと思えますけども、安心して死ねる場所があるかということで、飯富病院のことについて伺います。

遠藤議員の話にもありましたとおり、看護師不足、もちろん医師不足でもございます。そういった中で、病院で亡くなるということが、安心して亡くなることのできるのかというところで質問いたしますが、常勤のお医者さんも今5名ですが、1人がお産のためにお休みをしていて、また1人休むという状況で3名になるそうです。あの大きい病院を3名の常勤の医師で賄っている。しかも、その多くが夜勤もしなければならない。夜勤の回数も、ほかの病院に比べて多いという中でございます。

10年前には、病床率も100%近く利用があったと。経営もよかったということではありましたが、10年前から医療従事者の方は、いずれは経営が難しいという話を常々していたそうです。そこで伺います。

現在の病院の経営状態は、10年前に比べるとどうだったのか、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

飯富病院事業会計の損益計算書によると、平成24年度の当年度純利益は4,289万557円の黒字決算でしたが、令和4年度の見込みですが、当年度純利益は4,974万9,038円の赤字決算となる見込みです。10年前と比較すると、経営は悪化している状況です。以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

令和4年度の見込みは5千万円弱の赤字ということですが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症関連の補助金が入ってきています。令和4年度に限っては2億2千万円の補助金が入っている中で、5千万円弱の赤字ということ。単純計算でいくと、コロナ関連の補助金があれば、実質2億7千万円の赤字である。コロナ前、令和2年ぐらいから1億円を超える補助金が入ってきているわけですので、その前からやはり経営状態は悪化していたわけですね。ここに来て悪化したわけではなくて、コロナがあつて悪化したわけではないわけですね。

そこで、病院の本業である「医業費用」、「医療収益」、どうなっているのかを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

飯富病院事業会計の令和4年度損益計算書の見込みですが、医業費用12億4,917万2,969円に対して、医業収益が9億7,288万6,787円ですので、医業費用を医業収益で賄えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

賄えていない状態で、飯富病院の医療従事者は働いているわけですね。医師の給与や看護師の給与額は、他の自治体の病院と比較して低い中で、一生懸命、町民の生命と健康を守っています。不採算医療の提供や過疎地域の病院なので仕方ない部分はあると思いますが、このような状況の中で医師不足、看護師不足の中、働く医療従事者の不安は計り知れない。もちろん町民もこの不安を感じているわけですね。

身延町には、遠藤議員の質問にもありましたけれども、身延山病院もあります。同じような医療機能があり、この身延町は人口減少が加速度的に進んでいる、経営状態は厳しくなっていくかと思っています。町民に安定した医療を提供できるか不安であります。今後、医療機関との協議等は行っているかということですが、先ほど遠藤議員の中で答弁がありましたので、こちらのほうは、答弁なしで進めさせていただきます。

その現状であるわけですが、やはり医療の質を下げずに、どのように今後運営していくかということがとても大切かと思えます。医療従事者、町民の不安がなくなるように、今後協議を進めていただければと思います。

次の質問に移ります。2番目は、あけぼの大豆について伺います。

令和4年第2回定例会において、あけぼの大豆の地理的表示（G I）保護制度取得後の身延町の今後の取り組みや計画等はあるのかという質問をいたしました。その際、生産者に対しての現地調査の実施、生産管理の徹底を図り、その上で生産量の拡大とともに販売拡大を進めていくとの答弁があったが、その評価はいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

「生産者に対しての現地調査の実施、生産管理の徹底」につきましては、あけぼの大豆振興協議会によりまして、販売目的で作付けした圃場を中心に現地調査を実施し、生育状況・病害虫の有無・異品種混同の有無などを確認し、データ収集と同時に指導も実施いたしました。適切な栽培は品質の保持と生産量の拡大につながるものと考えております。

出荷量につきましては、令和3年度と令和4年度を比較いたしますと、大豆については収穫期の関係で現在取りまとめ段階ですので申し上げることはできませんが、枝豆につきましては、令和3年度が2万6,738キログラム、令和4年度が2万7,621キログラムと1千キログラム近い増となっております。

「販路拡大」につきましては、令和4年度はJ Rのイベント「はこビュン」への参加・町村会からの依頼で「全国連携展示」参加・日本全国ふるさとマルシェ・ふじのくに山梨物産市 in 静岡・県民の日に参加するなどのPR活動等を行いました。

今後もあけぼの大豆振興協議会の一員として生産管理の徹底、販路拡大について推進をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

再質問になりますが、量のほうは増えました。G I登録後、積極的にPR活動をされて非常に目につくような形で、成果も出ているかなと思えますけれども、あけぼの大豆の種子の値段とか、販売価格等、そういったものは上がったのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

あけぼの大豆の種子の生産につきましては、在来種曙大豆保存会にお願いをしており、購入価格も協議して決めております。平成25年当時1キログラム1千円でしたが、段階的に引き上げ、平成30年度からは1キログラム2,500円となっております。

あけぼの大豆や枝豆の販売価格に基準は設けておりませんが、出荷基準を満たした収穫物の

み出荷できる体制となっております。

参考までに申し上げますとJAの調べですが、共撰所で集荷された枝豆A品300グラムの価格は令和3年度より500円から600円となっております。これらは、あけぼの大豆のブランド価値の上昇と関連していると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

結果が出ているようでよかったです。

次の質問になりますが、今後もPR活動を続けていくかと思えますけども、やはりあけぼの大豆にとっては種子が一番大切かと思えますが、その種子について安定した生産ができているのか、また長期での安定した生産の見通しは立っているのかを伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

種子の購入、配布につきましては町が管理しておりまして、在来種曙大豆保存会に生産をお願いしております。現状、必要な種子確保はできており、安定生産はできていると考えております。

今後につきましては、生産者の高齢化といった問題がありますが、あけぼの大豆の生産を希望する新規就農者が増えるよう、あけぼの大豆の知名度を上げることや、単収の増加や販路を拡大していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

生産者の高齢化の問題があるとの答弁ですけども、あけぼの大豆の振興に従事する地域おこし協力隊2名も募集していましたが、5月末ではまだ決まっていないようです。後継者問題については、前回の答弁でもいただいて、特効薬的な解決策を示すことができないということでありました。その後、協議とかがあって、何か結果とかは出ましたでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

ご質問の「あけぼの大豆生産者の後継者問題」ですが、やはり根本的な解決策を見出すことができない状態です。

町も協議会の一員として協議を重ね、農地の斡旋を行うなど支援を行った結果、地域おこし協力隊の任期を終えた方4名、それ以外にも新規就農者が何名か、あけぼの大豆栽培に従事している現状があります。

今後も農地の斡旋や、所得向上のための加工食品の開発や販路拡大等に努めてまいりたいと

考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

あけぼの大豆について最後の質問になりますが、町民からよく、あけぼの大豆はどこで情報、データ等を管理しているのか、把握しているのはどこかということを知りたいです。あけぼの大豆全般を指導している最高機関はどこかと。先ほどから協議会の一員ということでもありますので、協議会かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

あけぼの大豆振興協議会が中心となって進めております。

協議会は、在来種曙大豆保存会・JA・商工会・町など多くの構成員により組織されておりまして、「種子保存部会」「生産部会」「加工・販売流通部会」に所属し、それぞれ種子の確保、安定生産、品質向上、需要拡大に向け努力をしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

再質問になります。

そのあけぼの大豆振興協議会が全ての情報を管理しているということによろしいでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えします。

あけぼの大豆の種子の配布量や個人の作付けの情報は、町で管理をしております。協議会では種子の生産圃場や試験圃場、大豆、枝豆の成分、栽培分析の情報、加工や販売、またGIにかかる生産工程管理等、生産から収穫までの全工程の情報を管理しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

分かりました。

では次の質問、次もあけぼの大豆についてですけれども、あけぼの大豆がGI登録されて、身延町にとってはとても大切な農作物であるから、あえてあけぼの大豆の鳥獣被害防止ということで質問をさせていただきます。

新規参入者や、これから地域おこし協力隊があけぼの大豆に関わっていく。また、後継者問題等がある中で、鳥獣被害防止というのはとても大切かなと思います。ほかの農作物とはまた

違うものだと私は思っております。あけぼの大豆の有害鳥獣の被害によって生産者が意欲を失わないように、町として補助金の増額や補助の範囲拡大などをすべきかと思うが、いかがでしょうか。

また、国や県に、特に山梨県の農作物として初めて地理的表示保護制度に登録されましたので、県にはより手厚いサポートをしてもらえるような働きかけなどは行っているのかどうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

まず、1つ目のご質問につきましては、現在のところ、あけぼの大豆生産者に対して特化した、有害鳥獣被害に関する補助金の増額や範囲の拡大というのは考えておりません。

2つ目のご質問につきましては、地理的表示保護制度に登録されたことにより、県の広報部門と連携をいたしましてPRを行ってきました。今後とも、県に対し、より手厚いサポートの働きかけを行っていきたいと考えます。

町としては、あけぼの大豆以外の特産品の振興も担っておりますので、補助制度につきましては全町的な視点から、状況を把握し必要に応じ考慮していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

あけぼの大豆は、普通の農作物と違うということで、私は話をさせていただいておりますけれども、鳥獣害被害の補助金も柵等で使うわけですが、その柵を農家がつくれるかといったら、しっかりとした柵はつukれないわけですね。施工もできない状態で、簡単に棒を立てて網を張る。それでは、鳥獣被害を防ぐことはできないわけです。そういった意味で、やはり少し手厚い、特産品になっていますよね、手厚いサポートがあったらいいのかなと思います。要望でもございます。

令和5年度に佐野議員の質問もありましたけども、身延町鳥獣害防止計画というのが出ていますけども、その令和3年度の被害状況が掲載されております。ニホンジカやニホンザルの被害の約3分の1以上が豆類になっています。おそらくですけども、そこは分かりませんが、あけぼの大豆が多いのかと思います。私も、あけぼの大豆がシカやサルにやられたという話も多く聞きます。3分の1以上が丸い豆類になっているということを考えると、やはり特産品である、あけぼの大豆を守らなければならないのかなと思います。

鳥獣害の駆除をするということで、猟友会に対応していただきたいという話があるわけですが、もしそのような依頼があれば、早急に対応してもらえるような体制はあるのか。なければ、そういったものを町が間に入って連携を図れることを協議していくのはどうか伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

あけぼの大豆の生産者に特化しての対応体制というのはございませんが、町民の方から、有害鳥獣に関する相談があった際は、猟友会と連携し迅速に対応するように努めております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

猟友会の方も高齢化で、担い手不足ということで簡単には動けないのは分かるかと思いますが、平成28年には奨励金も多かったかと思うんですけども、今、ニホンジカ、イノシシが1万4千円になっていますけれども、そういった増額等は検討はしていないでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

有害鳥獣捕獲奨励金につきましては、ニホンザルが1頭当たり2万5千円、ニホンジカ・イノシシが1万4千円、ツキノワグマが3万円を猟友会に対し交付しております。総額にいたしますと令和3年度の実績が1,745万6千円、令和4年度実績が1,856万5,500円でございます。現在のところ、有害鳥獣捕獲奨励金の増額は検討しておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

増額等、手厚いサポートをあけぼの大豆には、現状はないということですが、やはりあけぼの大豆高付加価値化していくには、それなりのメリットもなければならぬかなと思います。新規参入する人、高齢化してなかなか対策ができない人を含めると、やはりほかの農作物とは差をつけてもいいのかなと。守っていくためには、そのようにしていただければと思います。引き続き検討していただければと思います。

では、最後の4番目の質問になります。国道52号の雨量規制について伺います。

先日、台風2号が来て、国道52号通行止めになりました。身延町内の下山から波木井の間、2.4キロがなったんですけども、同じように県道のほうも、向こう側が通行止めになったわけです。

令和5年の4月28日の0時から、国道52号、南巨摩郡南部町境川から南部町越渡における区間、道路通行規制基準は、連続雨量200ミリから300ミリに緩和されました。

そういった中で、先ほどの台風2号で通行止めになった区間は、2.4キロの区間ですが、連続雨量の規制基準が150ミリになっています。同じように、南部町と同じような区間ですが、長期的な防災工事、それによって規制緩和がされればいいのですが、されないという予定はないという新聞報道でした。町として、国への防災工事や規制基準の緩和の要望を行っているか、伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

大雨や台風による土砂崩れや落石等のおそれがある箇所について、過去の記録などを元にそれぞれ規制基準を定め、災害が発生する前に「通行止め」などの規制を実施し、道路を利用する皆さまの安全を確保しております。

国道52号古屋敷につきましては、令和元年10月の台風19号で被災があり、規制雨量が暫定的に120ミリとなっておりますが、災害復旧工事が完成し、安全が確保されたことにより、令和5年4月1日から元の規制基準の150ミリに変更となりました。

本年4月に甲府河川国道事務所長が来庁された際にも、町長から直接、防災工事等を施工し、規制基準の緩和が図れるようにとのお願いをしているところでございます。

国でも、管理する道路の中で、防災工事等を行う箇所が多数あり、優先順位に従い順次、工事を行ってまいりますとのことでした。

町民の皆さまにも、大雨や台風時における安全確保の規制でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

ありがとうございます。150ミリの規制基準ということは、災害が起きやすい危険な場所であるということも想像できるかと思います。身延町民にとっては、国道52号は非常に重要な道路になります。先ほども出てきました飯富病院、身延山病院も国道52号沿いにあります。また、スクールバスや学校に通う子どもたちの保護者も利用します。その区間が150ミリで通行止め、県道のほうも通行止めということは、中部横断自動車道を使えばいいということになるかと思いますが、その区間、非常に危険かと思いますが、規制になった場合、スクールバスのルート、保護者の送迎など学校の対応はいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

国道52号線の連続雨量150ミリの通行規制がかかる下山～波木井区間のスクールバスのルートについては、身延中学校の下山から北方面の地区在住の生徒の通学路線になっています。

150ミリに到達し、規制がかかると通行できなくなりますが、迂回路となる県道も同様に雨量による通行規制がありますので、気象情報により大雨が予想される場合には、降雨状況に注意しながら、学校と教育委員会で連絡を密にし、通行止めの規制がかかる前に帰宅させる対応をとることになります。

なお、雨量に関係なく、警報や特別警報が発令された場合には、授業を打ち切り、下校となります。

いずれの場合にも学校安心メールで学校から保護者にお知らせし、情報共有を図っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

同じ、国道、県道は150ミリで通行止めになってしまうよりも、どちらか一方でも規制緩和されて、まだ片方は少しは使えるよというような状況であれば、また、よりよいのかなと思います。

引き続き、防災工事等を要望し、規制基準の緩和がなされて安心して通ることができるのを願っています。

以上をもちまして、私の一般質問は終了いたします。

○議長（上田孝二君）

深山光信君の一般質問を終了します。

日程第3 休会の決定

お諮りします。

議案調査のため6月8日（木曜日）は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、6月8日（木曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時07分

令和 5 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 9 日

令和5年第2回身延町議会定例会（3日目）

令和5年6月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第44号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第45号 身延町学校給食センター条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第46号 令和5年度身延町一般会計補正予算（第3号）
日程第6 議案第47号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第48号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第49号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第50号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第51号 町道本町富山橋線道路改良工事請負契約について
日程第11 同意第9号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第12 同意第10号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について
日程第13 同意第11号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第14 同意第12号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第15 同意第13号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第16 同意第14号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第17 同意第15号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第18 同意第16号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第19 同意第17号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第20 同意第18号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第21 同意第19号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第22 同意第20号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第23 同意第21号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第24 同意第22号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第25 同意第23号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第26 同意第24号 身延町農業委員会委員の選任について
日程第27 委員会の閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	遠藤基
教育長	保坂新一	総務課長	大村隆
会計管理者	望月融	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	天野芳英	財政課長	佐野美秀
税務課長	中山耕史	町民課長	伊藤剛
福祉保健課長	深沢泉	観光課長	高野修
子育て支援課長	遠藤仁	産業課長	松田宜親
建設課長	千頭和康樹	土地対策課長	深沢暢之
環境上下水道課長	内藤哲也	身延支所長	加藤千登勢
下部支所長	笠井健一	学校教育課長	望月俊也
施設整備課長	佐野彰	生涯学習課生涯スポーツ担当主幹	日吉康

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭秀樹
録音係 佐野吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

予算決算常任委員会に付託した議案第46号および議案第48号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、望月悟良君。

登壇してください。

望月委員長。

○予算決算常任委員長（望月悟良君）

それでは、別紙の委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

望月委員長は自席にお戻りください。

それでは、これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第44号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第45号 身延町学校給食センター条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第46号 令和5年度身延町一般会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

議案第46号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第48号 令和5年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

議案第48号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第49号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第50号 令和5年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第51号 町道本町富山橋線道路改良工事請負契約についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 同意第9号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

日程第12 同意第10号 身延町下山地区財産区管理委員会委員の選任について

日程第13 同意第11号 身延町農業委員会委員の選任についてから

日程第26 同意第24号までの以上の16議案は人事案件のため、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第9号から同意第24号までは、討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定しました。

なお、採決は起立によって行います。

はじめに、同意第9号および同意第10号、同一者の財産区委員の選任になりますので、一括して採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第9号および同意第10号については、一括して採決を行いたいと思います。

それでは、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第9号および第10号は、遠藤克也氏、住所および生年月日は記載のとおり、同意することに決定しました。

次に同意第11号から同意第24号まで、農業委員会委員の選任になりますので、一括して採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第11号から同意第24号まで、農業委員会の委員の選任については、一括して採決を行います。

お諮りします。

原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第11号は久保田茂和氏、住所および生年月日は記載のとおりです。これからは住所および生年月日は記載のとおりですので省略させていただきます。同意第11号は、同意することに決定しました。

次に同意第12号については、望月信善氏に同意することに決定しました。

次に同意第13号については、笠井雄一氏に同意することに決定しました。

次に同意第14号については、二宮喜昭氏に同意することに決定しました。

次に同意第15号については、渡邊龍巳氏に同意することに決定しました。

次に同意第16号については、上田博氏に同意することに決定しました。

次に同意第17号については、山下貴氏に同意することに決定しました。

次に同意第18号については、遠藤克也氏に同意することに決定しました。

次に同意第19号については、赤池良久氏に同意することに決定しました。

次に同意第20号については、河西美恵子氏に同意することに決定しました。

次に同意第21号については、笠井哲也氏に同意することに決定しました。

次に同意第22号については、瀧川澄夫氏に同意することに決定しました。

次に同意第23号については、伊藤文雄氏に同意することに決定しました。

次に同意第24号については、土橋一彦氏に同意することに決定しました。

日程第27 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、定例会資料の3ページから7ページまでのとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

大変お疲れさまでした。

令和5年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は6月5日に開会され本日までの5日間、上田議長のもと、私どもが提出いたしました27件の案件に対しまして慎重にご審議をいただき、ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

本議会でご議決いただきました令和5年度補正予算等の執行、特に商品券配布事業、医療機関・社会福祉施設等物価高騰重点支援事業、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の各予算につきましては、できるだけ早くお手元に届くよう、職員一丸となって迅速な予算執行に努めてまいりますので、議員の皆さまには今後もなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

気象庁の発表によりますと、昨日より関東甲信も梅雨入りいたしました。これから暑く、うっとうしい日々が続くと思います。議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で、住民福祉向上のため、ますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長 (上田孝二君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期の5日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のため、なお一層、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。これもちまして、令和5年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前 9時24分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上